

東京都再犯防止推進計画

令和元年7月



近年、都内の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で推移しており、事件の多くは再犯者によるものであると言えます。

一方で、来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と、その先の未来を見据えた今、誰もが安全安心を実感できる社会の実現が喫緊の課題であることは論を俟ちません。



そのためには、犯罪を未然に防止することはもとより、犯罪をした人たちが、地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援し、再犯を防ぐ必要があります。

都は、就労や保健医療、福祉、教育など様々な分野で施策を展開していますが、今回初めて、それらの取組を再犯の防止につながるものとして取りまとめ、「東京都再犯防止推進計画」として策定いたしました。

計画の策定に当たっては、多くの皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。ご協力いただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

都は、SDGs（持続可能な開発目標）で謳われている、「誰一人取り残さない」包摂性のある社会を目指し、犯罪の被害者や家族の方々に対する支援を進めつつ、国の関係機関、区市町村、民間支援機関、都民の皆様と連携して本計画に基づく取組を推進してまいります。

そして、誰もが社会の担い手となれるよう社会全体で支え合う、いわゆるソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、誰もがいきいきと生活でき、活躍できる「ダイバーシティ」、また、治安の良さや生活の安心を実感できる世界一安全な「セーフシティ」を実現してまいります。

皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年7月

東京都知事

小池百合子

目次

第1	計画の概要.....	1
1	基本的考え方.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	基本方針.....	2
4	計画期間.....	3
第2	具体的な取組.....	4
1	就労・住居の確保等のための取組.....	4
	(1) 就労の確保等.....	4
	(2) 住居の確保等.....	12
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組.....	18
	(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等.....	18
	(2) 薬物依存を有する者への支援等.....	26
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組.....	35
	非行の防止・学校と連携した修学支援等.....	35
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組.....	43
	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等.....	43
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組.....	50
	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等.....	50
6	再犯防止のための連携体制の整備等のための取組.....	57
	再犯防止のための連携体制の整備等.....	57
参考資料	59
資料1	統計資料.....	59
	(1) 都を取り巻く状況.....	59
	(2) 全国の状況.....	64
資料2	東京都再犯防止推進計画検討会.....	66
資料3	再犯の防止等の推進に関する法律の概要.....	69
資料4	再犯防止推進計画の概要.....	71

第1 計画の概要

1 基本的考え方

都内の刑法犯検挙人員は大幅に減少しているものの、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は約5割であり、大きな割合を占めています（平成29年。法務省提供資料による。）。

誰もが安全で安心して暮らすことができる「セーフ シティ」を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

東京都はこれまで、法務省や保護司会等の関係機関・団体とも連携し、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

そこで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、本計画を定めます。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）を勘案し、東京都における取組について策定します。

本計画には、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か

否かにかかわらず、従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組も記載しています。

東京都に居住等する犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、東京都としても、国の関係機関の取組を踏まえ、連携して取り組んでいきます。

3 基本方針

国計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の整備等

<参考>国計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに

劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

4 計画期間

2019 年度（令和元年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 5 年間とします。

第2 具体的な取組

1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等

【現状と課題】

- 犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素ですが、一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合があります。
- 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお20%（平成29年。法務省提供資料による。）に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められています。
- 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）は、平成30年4月1日現在で1,053社（法務省提供資料による。）が登録されていますが、業種に偏りがあるほか、実際の雇用に伴う不安・負担も大きく、同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は134社（法務省提供資料による。）にとどまり、協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれています。
- 引き続き、就労の確保等に取り組むとともに、就労後の確実な職場定着に向け、国による取組の実施状況を踏まえつつ、更なる職場定着のた

めの取組を検討します。

【具体的な取組】

① 就職に向けた相談・支援等の充実

非行少年に対する就労支援

(ア) 東京都若者総合相談センターにおける取組

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。【都民安全推進本部】

(イ) 警視庁少年センターを中心とした取組

警視庁少年センターでは、無職少年らとハローワーク等の就職相談に同道し、就労支援活動の強化を推進します。【警視庁】

② 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援

ア 東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組

東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等（東京障害者職業能力開発校を含む13か所）において、就職に必要な知識やスキル習得のための各種セミナーや能力開発を実施します。【産業労働局】

イ TOKYOチャレンジネットにおける取組

TOKYOチャレンジネットにおいて、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資格取得支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図ります。【福祉保健局】

ウ 東京都若者総合相談センターにおける取組

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有す

る若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。(再掲)【都民安全推進本部】

③ 多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等

- ・ 東京都しごとセンターや東京都立職業能力開発センター等（東京障害者職業能力開発校を含む 13 か所）、労働環境課資料コーナーに広報用チラシ等を設置するなど、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。【産業労働局】
- ・ 犯罪・非行歴のある者が抱える事情等を理解して雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、“社会を明るくする運動”等において普及啓発を実施します。【都民安全推進本部】

④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等

ア 協力雇用主の公共調達の受注機会の増大

業務委託において総合評価方式を実施するに当たり、案件に応じて、政策的評価項目に「保護観察対象者等の雇用」を設定することで、協力雇用主の受注機会の増大を図ります。【都民安全推進本部】

イ 保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用

保護観察対象少年を臨時職員として雇用し、就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩とします。【都民安全推進本部】

⑤ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による就労系障害福祉サービスでの対応

障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、工賃の向上などを目指す福祉施設の取組を支援します。【福祉保健局】

イ 区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進

区市町村が障害者就労支援センターを設置し、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進します。【福祉保健局】

ウ 障害者就業・生活支援センターによる取組

障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。【福祉保健局】

エ 生活困窮者自立支援制度による支援

就労準備支援事業など生活困窮者に対して必要な支援が実施できるよう、都内の自立相談支援機関窓口の従事者に対し、研修や助言・相談を行います。【福祉保健局】

⑥ 就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保

東京保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会及び連絡会に参加する等して、関係機関・団体相互の連携を確保します。【都民安全推進本部、産業労働局】

⑦ 全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討

「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づき、全ての都民の就労を応援する条例の制定を検討します。【産業労働局】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援

矯正施設では、受刑者、少年院在院者に対して、職業訓練や職業指導を行っており、矯正施設在所中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等について、社会人としての基本的なマナーやコミュニケーションスキルなど、就労に必要な基礎的能力等を身に付けさせるための指導やセミナー等を実施します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等

- ・ 各種事業者団体等に対して協力雇用主の意義や支援制度、コレワーク（矯正就労支援情報センター）のマッチングの仕組み等について説明するなどの広報・啓発を実施し、多様な業種の協力雇用主の確保を図ります。【都内矯正施設、コレワーク東日本（東京矯正管区）、東京保護観察所】
- ・ 新規に登録した協力雇用主に対する研修等の支援策を充実させるとともに、支援対象者等のニーズを踏まえつつ、求人登録後早期に雇用の機会が得られるよう円滑なマッチングを促進します。【コレワーク東日本（東京矯正管区）、東京保護観察所、東京労働局】

○ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

- ・ ハローワークの職業紹介により支援対象者が就職した場合は、雇用主の同意を得た上で、一定の期間を経過後に雇用主に対し必要に応じて定着に向けた課題への対応方法について助言等を行います。また、ハローワークの職業紹介以外により就職した場合は必要に応じて、本人の同意の上、職場適応・定着支援に向けた相談支援を実施します。【東京労働局】

- ・ 協力雇用主のもとで雇用された者の職場定着に向けたフォローアップ（協力雇用主及び被雇用者双方に対する支援）及び離職後の再就職支援が、保護観察等の終了後においても必要に応じ継続して実施されるよう、職場定着支援の取組を推進します。【東京保護観察所、東京労働局】

コラム 1 出所後の生活を見据えた出口支援の取組と関係機関の連携について (府中刑務所)

刑事施設では、受刑者等の身柄を施設内に拘置する役割のほか、出所後に社会で再犯しないよう本人の反省を促したり、問題を改善させるための改善指導、教科指導、職業訓練等を行っていますが、近年は職業訓練（府中刑務所では、自動車整備科、情報処理技術科や建設機械科等を実施しています。）で得た知識・技能等を活かして在所中に就労先を確保する就労支援や、主に高齢者等を対象とした福祉支援など、出所後の生活に直ちに困らないよう「出口支援」にも力を入れています。

しかし、刑事施設が受刑者等に関与できるのは在所中だけです。シームレスな出口支援を行っていくためには出所後に関係を持つ保護観察所や関係機関との協力・連携が重要であり、府中刑務所でも出口支援の取組として、毎年、「職業訓練見学会」を、加えて平成 30 年度からは「就労支援説明会」を実施しています。

「職業訓練見学会」は出所者の雇用を引き受けてくれる協力雇用主の方に、所内の職業訓練の実施状況を見学していただき、職業訓練内容について、より有用な訓練としていくためのアドバイスをいただいているほか、このとき、採用面接を行いたい受刑者がいれば面接の実施も計画しています。

また、「就労支援説明会」では出所後に就労する際の問題や心構えについて協力雇用主の方に講話をしていただいているほか、公共職業安定所による求人への応募方法など、出所後に直面するであろう諸問題の対応方法等について講話や質疑対応をしていただいています。

＜職業訓練（自動車整備科）の様子＞



＜職業訓練（建設機械科）の様子＞



なお、平成 30 年度は、この「職業訓練見学会」と「就労支援説明会」を合同開催し、その際関係者（協力雇用主、NPO 法人東京都就労支援事業者機構、府中公共職業安定所、東京保護観察所、コレワーク東日本（東京矯正管区矯正就労支援情報センター）など）が一堂に会して意見交換会も行いました。同意見交換会はそれぞれの参加機関の取組を知る機会となり、受刑者が在所中に抱える問題、出所後に起こり得る問題やその対応等、各関係機関における諸問題について情報共有するとともに、他の機関の取組や一連の流れを把握したことで新たな選択肢を発見する機会となりました。

本年度以降も合同開催を実施していく予定ですが、今後も再犯防止に向けた実効性のある取組となるよう情報共有、協力・連携を図っていききたいと思います。

(2) 住居の確保等

【現状と課題】

- 刑務所等からの満期出所者の4割以上(全国で約3,900人(平成29年。法務省「矯正統計年報」))が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。
- 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受け入れています(東京保護観察所調べ)、更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっています。
- 更生保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託していますが、各施設の特色に応じた更なる活用が求められます。
- 更生保護施設等はあくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要ですが、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多いほか、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が大きく、今後の更なる推進が望まれます。

【具体的な取組】

① 入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)第2条第1項が規定する保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の普及を行います。【住宅政策本部】

② 自立準備ホームの確保に向けた協力

空き家活用に関する区市町村支援による協力

民間が地域の活性化に資する施設として空き家を活用する際に、区市町村が改修工事費に対する補助を行う場合、また、区市町村が自ら同様の取組を行う場合、区市町村に対して財政支援を行います。さらに、利活用に向けたマッチング体制整備に対しても、財政支援を行います。【住宅政策本部】

③ 都営住宅への優先入居制度の活用

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、都営住宅への優先入居を図ります（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得の低い世帯など）。【住宅政策本部】

倍率優遇方式：高齢者、心身障害者、ひとり親、多子等の世帯の抽せんにおける当せん確率を、他の一般の入居申込者より5倍又は7倍有利に取扱う方式（年2回実施）

ポイント方式：住宅困窮度を点数化で評価し、合計点数が高い世帯から入居者を決定する方式（年2回実施）

※ どちらの方式も、東京都営住宅条例第6条に掲げる使用者の資格条件を具備している必要がある（同条例第7条に該当する者を除く。）。

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

個々の受刑者等の状況（本人の希望、親族等の引受け意思、保健医療・福祉サービスの必要性等）に応じ、矯正施設在所中の段階から、出所後の適切な帰住先が確保できるよう、本人を収容している矯正施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携し、更生保護施設及び自立準備ホームの活用を含め、生活環境の調整を迅速かつ適切に実施します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

- 更生保護施設における受入・処遇機能の充実
 - ・ 更生保護施設が、高齢・障害者や薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者を含め、より多くの刑務所出所者等を受け入れることができるよう、更には地域で生活する刑務所出所者等に対し必要な支援や処遇を提供する拠点となるよう、その運営及び処遇に対する支援を強化します。【東京保護観察所】
 - ・ 老朽化が進んだ更生保護施設について、定員の拡大を図るとともに処遇環境を改善し、将来にわたって帰るべき住居のない刑務所出所者等の受け皿としての機能及び地域における処遇施設としての機能を維持・強化するため、所要の施設整備の計画的実施を支援します。【東京保護観察所】
- 自立準備ホームの確保等の推進
 - 社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により、刑務所出所者等の一時的な居場所の確保等を推進するとともに、空き家等の既存の住宅ストック等を活用することを検討します。【東京保護観察所】
- 更生保護施設から退所した者のフォローアップの推進
 - 更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。【東京保護観察所】
- 住宅提供者に対する継続的支援の実施
 - 保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者の確保を進めるとともに、住居の提供に伴う不安や負担を軽減し、その取組を促進するため、身元保証制度の整備をはじめとする継続的支援策を講じます。【東京保護観察所】

コラム2 更生保護施設における処遇について

(更生保護法人東京実華道場 ステップ押上施設長 加持 啓輔)

更生保護施設とは、刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、入所者の円滑な社会復帰を手助けする民間の施設です。

当法人は、昭和12年の創設以来、社会で居場所を失った数多くの方々の社会復帰を支え、再犯を防ぎ、社会を保護する一翼を担ってきました。

明るい社会を実現するためには、彼らへの手厚い支援が必要です。その支援は、施設在所中のみならず、退所後も続きます。なぜなら、社会復帰も束の間、生活に行き詰まり、誰にも相談できずに孤立を深め、同じ失敗を繰り返してしまう人たちも少なからずいるからです。当施設では、退所後半年経過した入所者全員に生活アンケートを実施し、施設退所後の状況把握に努め、相談援助を継続しています。アンケートを持参する人の中には幾度も服役を繰り返している人も少なくありません。そのような人が、社会の荒波にもまれながらも、更生保護施設で立ち直る機会を提供してもらったことへの感謝の気持ちを忘れず、土壇場で踏ん張り、どうにか社会に定着しようと懸命に生活している姿を見ると職員も嬉しくなります。

彼らの立ち直りの力を信じ関わり続けること。このような息の長いケアは地域社会のあたたかい理解と見守り、協力なしに語ることはできません。当施設では、地元の保護司会等の更生保護団体はもとより、町会や福祉事務所とも強い連携を保っています。近年では、福祉事務所からの強い要望を受けて、無料低額宿泊所を開設し、区内で生活困窮に陥ってしまった方々の待機場所として、あるいは、更生保護の枠組みを外れて福祉へ移行した当施設の退所者へのフォローアップ支援の場として切れ目のない支援を実施しています。

夕暮れ時、ピアノやヴァイオリン、二

<ピアノとヴァイオリンコンサートの様子>



胡などが奏でる美しい音色に当施設が包まれるときがあります。入所者や彼らを見守ってくださる地域の皆さまが一堂に会する演奏会の開催です。音楽には人々が調和して一つになる力があります。潤いのないすさんだ入所者の心を癒し、立場を超え、人々の心と心を繋げる力。その力の先には、深い思いやりに満ちあふれ、誰もが気兼ねなく利用できる、地域に開かれた更生保護施設があると期待します。当施設は地域と共にそのような施設づくりを目指します。

コラム3 社会復帰は「共同性の回復支援」で

(特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会)

ふるさとの会(関連法人含む総称)は、浅草北部の「山谷」地区を中心に1990年より路上生活者への応急援護や生活困窮者への居住・生活支援事業を30年間取り組んできました。

「山谷」地区は簡易宿所が建ち並び、戦後高度成長期の建設需要に対応する日雇労働者が集住するところで、バブル後には労働者の高齢困窮化によって路上生活者が急増した地域でした。

故郷との離別、年月とともに老いて生活が立ち行かなくなった末の、雑踏の中での路上生活。誰も見舞いに来ない多人数部屋で孤独な施設生活を送る「山谷」の人たちにとって、「第二の故郷」でありたいと願い、「ふるさとの会」は結成されました。

喩えると昭和の人気映画「男はつらいよ」の世界観。

フーテンの寅が必ず帰って来る葛飾柴又の「とらや」のように...

ふるさとの会は、“生活困窮者が地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び役割や人としての尊厳・居場所を回復するための支援を事業として行うこと”を社会的使命に掲げ、【居住・生活支援】【ケア付き就労支援】【介護・福祉事業】を軸に多種多面的な事業を展開し、利用者1,116名を事業所33か所276名のスタッフで支える都市型ソーシャルファームを展望しています。

支援の特徴は関係性に着目した「共同性の回復支援」です。

様々な理由により家族や地域との関係が壊れ、法・社会規範を逸脱することで孤立を深め、自らの【居場所】を失ってきた人々がふるさとの会に辿り着き

ます。

生活再建は、安心の共同性で包み、「おのずから（自律）」「みずから（自立）」へと、自己と向き合う力を養うものと考えます。

しかし、支援対象者は他者との折り合い方が苦手で、己の不安な気持ちを解決する術が「問題行動」として表れ、さらなる摩擦で関係が一層悪化してしまいます。支援スタッフはそんな不器用な人の「生きづらさ」に寄り添い、受けとめ、他者との和解を支えています。

再び喩えるなら、「とらやの茶の間」の「妹さくら」のように...

昭和から平成そして“令和”へ

超高齢化社会を迎える今後、「自立」と「依存」の概念や価値観は大きく転換すると考えています。

もはや血縁（家族ケア）、地縁（町会や自治体各機関）の親密圏だけでは地域社会は成り立ちません。

地域の高齢者を支える担い手の育成が、これからの地域にとって最重要課題となり、ふるさとの会は「生きづらさ」を抱える人と地域社会との「あいだ」にあらたな「縁」を紡ぐ事業を志向しています。

平成の終わり、邦画「万引き家族」がカンヌ国際映画祭最高賞を得たことと、改元の年に「男はつらいよ～お帰り寅さん～」50周年 50作品目制作の意味するものとは...

舞台では、誰もが「役割」と「出番」を待っている。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等

【現状と課題】

- 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています（参考資料（64頁）参照）。また、刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間での再入所も多くなっています。（法務省「平成30年版犯罪白書」）
- 70歳以上の刑法犯検挙人員の7割以上は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に70歳以上の女性高齢者については、8割以上が万引きにより検挙されています（法務省「平成30年版犯罪白書」）。
- 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施され、相応の実績を挙げていますが、他方で、支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいます。
- 高齢者や障害のある者など、早期に必要な福祉的支援に結びつけることが再犯防止に効果的と認められる起訴猶予者等については、検察庁及び保護観察所において刑事司法の入口段階での福祉サービス等の調整を行う取組（入口支援）を実施しており、今後その効果的な実施が望まれます。

【具体的な取組】

- ① 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化
特別調整への協力等
地域生活定着促進事業において、高齢又は障害により福祉的な支援

を必要とする矯正施設出所予定者や出所者等に係る特別調整への協力等を実施するとともに、矯正施設・保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携や、地域ネットワークの構築の推進など、取組の充実強化を図ります。【福祉保健局】

② 加齢等を背景とした犯罪への対応

「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置

高齢者による犯罪の背景には、加齢に伴う種々の機能の低下によるものがあると想定されるため、高齢者本人やその家族等を対象とした犯罪相談を実施します。社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉専門職が、電話等により相談に対応し、必要に応じて専門的相談機関（法務少年支援センター（コラム9（41～42頁）参照）など）の協力を得るなどして、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげます。【都民安全推進本部】

③ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化

法令に基づく各種福祉制度の運営

法令等に基づき、各種福祉サービスが円滑に利用されるよう制度を運営します。【福祉保健局】

④ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携

東京地方検察庁や東京保護観察所、都内矯正施設等の刑事司法関係機関と地方公共団体をはじめとする関係機関による連絡会を開催するなど、保健医療・福祉サービスの利用の促進に向けた連携を確保します。【都民安全推進本部】

<参考> 国の関係機関における主な取組

- 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化
高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する刑務所出所者等について、必要な福祉サービス等が円滑に確保されるよう、特別調整の一層着実かつ効果的な実施を図るとともに、「特別調整協議会」等の開催を通じ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関相互の情報共有及び連携体制の強化を図ります。
【都内矯正施設、東京保護観察所】

- 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施
東京地方検察庁及び東京保護観察所では、高齢であったり障害があるために福祉的支援を必要とする被疑者・被告人について、それぞれが抱える問題に応じた支援策を検討し、適切な福祉サービス等を受けられることができるよう、関係する福祉事務所、福祉関係機関・団体等につなげるための連絡・調整を行う取組（入口支援）を行っています。【東京地方検察庁、東京保護観察所】

コラム4 東京地方検察庁社会復帰支援室について

(東京地方検察庁)

■ 活動の経緯、経過

東京地方検察庁では、真相解明と相応な刑事処分を目指して捜査や刑事裁判を行っています。捜査の結果、不起訴で釈放されたり、執行猶予判決、罰金判決により刑務所に行かずに釈放になる被疑者・被告人が多数います。その中には、高齢、障害、生活困窮等の事情により、社会復帰のため支援を必要とする人たちがいます。そうした人たちが適切な支援を受けることができるよう、平成25年1月から準備を始め、同年4月、社会復帰支援室を設置して取組を開始しました。平成26年4月には、当庁立川支部に分室を設置しました。支援室には、社会復帰支援担当の検察官、事務官及び社会福祉アドバイザー（非常勤・社会福祉士）が配置されています。

■ 主な活動内容、活動のポイント

支援室では、事件を担当する検察官から相談があった場合に、被疑者・被告人が抱える問題を把握し、その問題に応じた支援策を検討しています。支援の対象となる者は、障害者、高齢者、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）の者、売春防止法違反の女性等であり、ホームレスが全体の半数以上を占めています。

対象者が抱える問題をできるだけ正確に把握するため、対象者の同意を得て情報を収集し、必要に応じて、社会福祉アドバイザーが被疑者と面談を行うほか、少年鑑別所に知能検査や認知機能検査を実施いただいています。

対象者の多くをホームレスが占めていますので、住居を確保するため、福祉事務所や東京保護観察所（更生緊急保護制度）が主なつなぎ先となりますが、精神障害を有する者について福祉事務所・保健センターと連携して受入れ可能な病院を探したり、依存症回復のための支援グループにつなぐこともあります。

また、当室がつなぎ先の福祉事務所等と調整していても、対象者が窓口から行かないということがありますので、確実に支援につなぐため、当室事務官や弁護士が対象者に付き添う同行支援を行っています。

■ 今後の取組の方向性、取組を進める上での課題

身柄拘束期間が法律で決まっており、厳しい時間的制約がありますが、支援室では、対象者が再び罪を犯すことなく生活していけるよう、つなぎ先となる機関の皆さんとの間で調整を行い、その協力を得て活動をしています。

罪を犯したとはいえ、対象者も地域社会の一員であり、刑事処分を終えた後は、社会復帰のために支援を要する者に対して手を差し伸べなければなりません。そのためには、様々な機関が手を伸ばし合って協力することが必要であり、それぞれの機関が、できることをしっかりやっていくことが、今、求められているのだと考えています。

コラム5 司法福祉分野における弁護士の活動

(弁護士 宮田 桂子)

平成18～20年度の厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」は、刑務所に多数の障害者がいることを明らかにしました。罪を犯した高齢者・障害者等に福祉的支援があれば、生きづらさを取り除き得ますし、その結果、刑罰によらないことや軽い刑罰が検討でき、その後の再罪も防止することが可能になります。東京の3つの弁護士会^{*1}（以下「東京3会」という。）は、協力して、罪を犯した高齢者・障害者等を福祉に架橋する活動をしています。

被疑者・被告人^{*2}の中には、自分の障害に気づいていない人や、自分に障害があると説明できない人がいます。弁護士^{*3}が障害に気づけば、検察官や裁判官に障害がある、あるいはそのおそれがあると伝えられます。東京3会では、平成26年（2014年）から、障害や福祉への一定の知識を持った弁護士を登載した「SH名簿」を作成し、速やかな事件対応ができるようにしています。

また、東京3会は、平成27年（2015年）から、東京社会福祉士会、東京都精神保健福祉士協会と協力し、それらの会から弁護人に社会福祉士、精神保健福祉士（以下「福祉職」という。）を紹介してもらい、罪を犯した高齢者・障害者等の社会復帰のためのロードマップである「更生支援計画」の作成を依頼する活動をしています。福祉職は、被疑者・被告人と面会し、その同意のもとで

家族や職場、福祉事務所等から情報収集をし、障害・介護認定のためのセッティングや適切な福祉サービスの選択・紹介などを行います。被疑者・被告人は貧困である場合も多く、弁護士は国選弁護人^{※4}として活動し、その弁護士が所属する弁護士会から福祉職に対して原則5万円以内の費用助成をしています。

息が長く質の高い支援は善意だけでは続きません。費用が必要です。現在、日弁連^{※5}が、上記のような福祉職の活動への手数料・費用を国選弁護費用にできるよう法テラス^{※6}と交渉中なのですが、原則5万円の費用助成では福祉職の活動には充分ではなく、更なる増額を検討する必要があると考えています。

弁護人の地位は判決等の処分後は無くなってしましますが、更生のためには、弁護士が処分後にも相談に乗り、書面作成や交渉をするなどの活動（例えば、福祉事務所で福祉を受けられるよう交渉し、福祉を申し込む書面を作成する、刑務所での受刑中に面会し、入院治療の申込みなどの打ち合わせをするといった活動）が有効で、貧困な人を支援する弁護士への費用助成が必要と考えられます。兵庫県弁護士会は「寄添い弁護士制度」を設け、判決後支援をする弁護士の活動の費用助成等をしており、愛知県では、国の再犯防止推進計画に基づく県への助成事業により、このような活動を広げようとしています。東京でも弁護士による処分後の支援制度を検討する必要がありますし、福祉職への費用助成を行い、処分後の支援を可能とすることで更生支援計画を実行化することが検討されるべきと考えます。

さらに、罪を犯した人の家族は、立ち直りを支える不可欠の存在なのですが、社会から孤立し相談もできずにいることも少なくありません。山形県弁護士会が家族支援を開始しており、東京でも喫緊の課題と考えています。

※1 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の3つの会。東京で事務所を持っている人は必ずこのどこかに登録をしなければいけません。私は第一東京弁護士会に所属しています。

※2 被疑者とは、容疑者として捜査の対象になっている人のこと。逮捕・勾留される場合もありますし、身体拘束を受けずに取調べを受ける（「在宅」という。）こともあります。被告人とは、刑事裁判で裁かれる立場になった人のこと。

※3 刑事事件で、被疑者、被告人に対する法的助言、主張や証拠の整理等を行う役目を持つ人。原則として弁護士がその役目を担っています。

※4 国選弁護人とは、貧困等の理由で自分の力では弁護人を頼めない被疑者・被告人のために、国の命令によりボランティアな報酬や費用支弁のもとで活動をする弁護人のこと。勾留されている被疑者には国選弁護人を付することができます。裁判になった事件に弁護人がついていなければ、国選弁護人

を付する運用がされています。これに対して、被疑者、被告人が自分で選んだ弁護人を私選弁護人といいます。ただし、私選弁護人も、無償あるいは非常に安価な費用で弁護をする場合もあり、特に福祉支援の案件ではそういうことがあります。

- ※5 日本弁護士連合会の略称。日本で活動する弁護士は、全て日弁連に登録しなければいけません。
- ※6 独立行政法人日本司法支援センターの愛称。貧困者の民事事件に対する費用援助とともに、国選弁護に関する報酬・費用の支給業務などを行っています。

コラム6 「更生支援計画」の策定等、刑事司法手続の流れに応じた刑事司法ソーシャルワーカーの活動について

(東京社会福祉士会 司法福祉委員会委員長 小林 良子)

■ 活動の経緯、経過

東京社会福祉士会は、平成20年より刑務所出所者への支援を始め、平成22年より「司法福祉委員会」として活動を進めてきました。平成25年から東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会と連携し、逮捕勾留段階から裁判までの段階において、弁護士の依頼に基づき入口支援を行なっています。6年間で172件(2019年3月31日現在)の依頼を受け、知的障害、精神障害、依存症、認知症等々の問題に対応しています。費用は弁護士会から、上限ありで支払われています。

■ 主な活動内容、活動のポイント

弁護士の依頼を基に、被疑者・被告人と警察署や拘置所で面会し、アセスメントを行い、更生支援計画書を作り、本人の同意を得て、裁判に臨みます。判決後は、更生支援計画書に沿って社会復帰の支援を行っています。実刑終了後に支援することもあります。

社会福祉士が支援する被疑者・被告人は、障害や高齢等の問題で

＜刑事司法ソーシャルワーカー活動の流れ＞



社会に定着することが難しい人々です。そもそも一般の人々でも、制度や支援機関について分からないことが多い中、知的や精神の障害がある、高齢で認知症の疑いがある、生活困窮状態や家族支援が弱い人々では、申請主義である福祉制度を利用することは大変難しいのが実情です。対象者は孤立しているか、家族があっても家族機能が崩壊していることが多く、抱えている問題は複雑化しており、自分から支援を求めることは少ないです。公的支援が関わっていても役割以上に介入することはないので、自分の問題を的確に表現することができないまま、制度の狭間に埋もれていってしまいます。そのため、判決後は更生支援計画書を作った社会福祉士の“つなぎ”が必要なのです。

■ 今後の取組の方向性、取組を進める上での課題

このようなニーズがあることに気が付いた今、この取組は社会福祉士の使命の一つと考えています。しかし、活動基盤が弱いため、公判が終了するなどして弁護士の関与が得られなくなると無償で行うこととなってしまいます。立場も不安定になり、つなぎ先から十分な対応をしてもらえない場合もあります。多問題を多機関で解決したいと考えても、制度が縦割りで、関係機関を集めるにしても主体者（キーパーソン）となることは難しいです。刑事司法ソーシャルワーカーに公的若しくはなにか社会的後ろ盾が必要であると考えます。

(2) 薬物依存を有する者への支援等

【現状と課題】

- 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は毎年1万人を超えています。また、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、平成29年は66.2%となっています（法務省「平成30年版犯罪白書」）。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症患者である場合もあり、薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要となります。
- 刑の一部執行猶予制度の導入により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれています。
- 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約7割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答をしています（平成28年度法務省調べ）。
- 薬物依存からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要です。

【具体的な取組】

① 薬物依存症患者に対する治療・支援等のネットワーク構築

ア 連絡会議等への参加等による連携確保

関係機関が連携し、薬物依存症患者や中毒者に対する治療、社会復帰支援を効果的に行うため、薬物中毒対策連絡会議等を通じ、治療、社会復帰に向けた取組、途切れのない継続支援について情報、意見交換を行い、連携強化を図ります。【福祉保健局、警視庁】

イ 「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携

薬物依存症患者等に対し、関係機関が連携して継続的な対応を行うた

め、関係機関一覧、連絡先、再乱用防止事業内容、連絡方法、個人情報
の取扱い等を記載した「連携マニュアル」を作成し、各機関が円滑
に連携して支援等を行います。【福祉保健局、都民安全推進本部、警視
庁】

② 薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供

ア 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

- ・ 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口において、薬物問
題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対
応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存
症に関する相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保し
ます。【福祉保健局、警視庁】
- ・ 区市町村等の地域の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉
センター等の専門相談機関や麻薬取締部、警視庁、薬物治療医療機
関等の関係機関が連携することにより、薬物依存症者等の状況に応
じた回復支援を行います。【福祉保健局、病院経営本部、警視庁】

イ 薬物依存症等に関する専門医療等の提供等

- ・ 都立松沢病院の精神科外来において、治療の緊急性、依存の重篤
度、身体的・精神的合併症などを評価して治療プランを立て、薬物
依存症患者の治療を行います。【病院経営本部】
- ・ 都立松沢病院において、薬物・アルコール依存及びその関連疾患
による重度の精神症状を有する患者に対し、必要に応じて入院治療
等の専門的医療を提供します。【病院経営本部】
- ・ 医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあ
ると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及
び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正
に対処します。【福祉保健局】

- ・ 入院させなければ、再び薬物の使用を繰り返すおそれが著しいと認められる麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院制度により適正に対処します。

【福祉保健局】

ウ 薬物依存症回復プログラム等への参加支援等

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。【福祉保健局】
- ・ 都立（総合）精神保健福祉センター等において、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施します。また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図ります。【福祉保健局、病院経営本部】
- ・ 薬物事犯で検挙された者及びその家族等を対象として、薬物からの離脱を目指すための定期的なカウンセリング、グループセッション、簡易薬物検査、講師による講習等の再乱用防止活動（NO DRUGS 警視庁）の充実を図ります。特に、刑の一部執行猶予制度の施行を踏まえ、治療プログラムの普及を推進するとともに、保護司等をはじめとした関係者が連携して、薬物を乱用していた者への社会復帰に向けた回復支援や、家族等への支援を実施するなど、取組の更なる充実強化を図ります。【福祉保健局、警視庁】
- ・ 麻薬中毒者の更生のため、麻薬中毒治療後のアフターケアに重点を置いた麻薬中毒者相談員による相談活動（観察指導）を実施する

とともに、必要に応じて面談による指導・助言を行います。また、麻薬中毒者からの一般相談にも対応するなど、再乱用防止活動に取り組みます。【福祉保健局】

エ 地域支援につながる動機付けを高める機会の提供

東京保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラム（特別課程）の一環として、都立（総合）精神保健福祉センターへの見学を受け入れ、地域支援につながる動機付けを高める機会を提供します。【福祉保健局】

オ 保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等

保護観察が終了する薬物事犯者に対しては、断薬が継続できるよう他の関係機関と連携して対応し、途切れることのない継続的支援を実施します。保護観察の終了が近い薬物事犯者や家族に対し、麻薬中毒者相談員による相談、引継先の関係機関への紹介・同行等を行うとともに、本人が常時連絡できる体制をとります。【福祉保健局、警視庁】

③ 薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保

薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、相談業務に携わる医師、保健師、福祉職、心理職等の関係機関の専門職員に対し、薬物問題研修を実施します。また、都保健所においても、都民及び精神保健福祉に関わる関係機関の職員を対象に講演会等を実施します。研修・講演会等については、薬物問題の最新情報も取り入れた内容とします。【福祉保健局】
- ・ 保健所や都立（総合）精神保健福祉センターなど、地域の相談機関が関わる薬物関連問題事例へのアセスメントや対処方法を各相談機関の連携の下で検証するとともに、必要に応じて、外部の専門スタッフが個別事例に関わるなど、特殊・困難事例の相談業務に携わるスタッフの育成を支援します。【福祉保健局】

- ・ 相談を担う関係機関が研修等の実施状況を共有し、相互に活用することで、薬物問題等に係る知識を習得する機会の拡充を図ります。
【都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、教育庁】
- ・ 麻薬中毒者相談員に対し、薬物乱用防止対策に関する最新情報や事例検討を取り入れた研修を実施します。【福祉保健局】
- ・ 刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者の保護観察対象者が多くなることを見込まれるため、各地区の保護司会をはじめとする更生保護団体や更生保護施設が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。【福祉保健局、警視庁】

④ 薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等

ア 家族等からの相談対応等

- ・ 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口において、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保します。（再掲）【福祉保健局、警視庁】
- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。（再掲）【福祉保健局】
- ・ 薬物事犯で検挙された者及びその家族等を対象として、薬物からの離脱を目指すための定期的なカウンセリング、グループセッション、簡易薬物検査、講師による講習等の再乱用防止活動（NO DRUGS 警視庁）の充実を図ります。特に、刑の一部執行猶予制度の施行を踏まえ、治療プログラムの普及を推進するとともに、保護

司等をはじめとした関係者が連携して、薬物を乱用していた者への社会復帰に向けた回復支援や、家族等への支援を実施するなど、取組の更なる充実強化を図ります。(再掲)【福祉保健局、警視庁】

- ・ 若者からの相談を広く受け付ける東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、薬物への依存が懸念される者や家族等からの相談についても受け付け、支援機関・団体等と連携し適切な支援につなぎます。【都民安全推進本部】

イ 相談機関等に関する情報の周知等

- ・ 薬物問題で苦慮する家族向けのリーフレット等に、相談・支援機関を分かりやすく明記して関係機関に配布し、窓口の周知に努めます。【福祉保健局、都民安全推進本部】
- ・ 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動の情報や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行い、回復を支援している民間の相談機関に関する情報を、本人や家族の状況等に応じて提供します。【生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、教育庁、警視庁】
- ・ 東京都若者支援ポータルサイト（若ぽた）において、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知します。【都民安全推進本部】

注 麻薬中毒者相談員は、麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 18 の規定に基づき、都の非常勤職員として任命されております。都では、麻薬中毒者相談員について、人格及び行動において社会的信望があり、麻薬中毒対策に対し、熱意を有する者を任命しております。保護司（元を含む）が多く、薬剤師や民生委員の方もいます。

<参考> 国の関係機関における主な取組

- 刑務所等在所中又は保護観察中の者に関するケア会議の実施等
刑務所等に在所中又は保護観察中の者について、その地域支援に携わる機関・団体等によるケア会議を実施し、個々の薬物依存症者の状況を共有するとともに、支援計画を作成するなどして支援等の方針の統一を図ります。【都内矯正施設、東京保護観察所】

- 薬物依存症者に対する回復支援の取組の拡充等
薬物処遇重点実施更生保護施設（都内6施設）、更生保護サポートセンター等における薬物依存症者に対する回復支援の取組を拡充します。【東京保護観察所】

- 薬物依存からの回復支援を担う地域の関係機関等の拡充
東京保護観察所では、薬物依存からの回復支援を担う地域の医療機関、回復支援機関・団体等を拡充するとともに、薬物依存のある者が容易にそれらにアクセスすることができる仕組みを作るため、関係機関等との協議を行っています。【東京保護観察所】

コラム7 女性の更生保護施設における「生きづらさ」への支援

(更生保護法人静修会 荒川寮施設長 福田 順子)

犯罪や非行をした人の中には、身寄りがなかったり、社会生活上の問題があるなどの理由で適当な住居がない人たちがいます。更生保護施設は、そのような人たちに宿泊場所や食事を提供するだけでなく、自立更生に必要な生活指導等を行うことにより、円滑な社会復帰を支援する民間の施設です。

荒川区にある静修会荒川寮は定員 20 名の女性専用の更生保護施設です。入所者の多くがアルコール・薬物・ギャンブル・人間関係などの何らかのアクション（依存症）の問題を背景とした「生きづらさ」を抱えています。近年、クレプトマニア（窃盗症）や摂食障害等による万引きを繰り返す入所者も増えています。その多くが高齢や障害により自立が困難な人たちです。様々な問題を抱えた女性たちに対する退所後の地域生活を見据えた荒川寮の取組をご紹介します。

■ 地域の社会資源を活用した取組

荒川寮では、更生保護施設入所中から円滑に地域生活へ移行できるように医療・福祉・自助グループなどの関係機関と連携して「つなぐ」ことを大切にしています。

自分の問題を知り、気持ちや考えを相手に伝えるための相談力を養い、退所後に再犯しないために、平成 12 年から入所者全員を対象に、地域の社会資源である外部の専門家（精神科医師、保健師、臨床心理士、弁護士、婦人科医師、アサーティブトレーナー等）による「女性の健康を考える会」というアクション（依存症）問題を中心としたグループワークを毎月実施しています。

<外部の専門家によるグループワークの様子>



荒川区からは講師として保健師が当会プログラムにご協力いただいています。また、区主催の精神保健福祉ネットワーク会議に参加することにより、関係機関と顔のみえるネットワークづくりに取り組んでいます。

退所者の中には、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症回復施設へ繋がり、当会で実施している依存症ミーティングに回復者として経験等を伝えに来るようになりました。回復者と出会い、ピアサポート（仲間を支える）を知る機会をもつことで回復が信じられるようになったという人も少しずつですが増えてきました。最近では、「自分の問題を考えるワークブック」を使用して、退所後もプログラムを継続できるよう動機付けをしています。

このように地域生活に向けた「社会資源」を活用した取組を通して、地方公共団体や自助グループ・福祉・医療機関等と連携をとることにより、様々な問題を抱えた入所者への処遇の輪が広がっていきました。

近年、高齢の窃盗事犯の女性も増加しています。就労自立も厳しく地域社会では行き場がない人も少なくありません。福祉的支援が必要な人も増えているため、関係機関等との連携はもとより、地域住民の皆様からも更生保護施設へのご理解をいただけるよう努めていきたいと思えます。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

非行の防止・学校と連携した修学支援等

【現状と課題】

- 全国の高等学校進学率は98.5%ですが、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります（国計画より）。

- これまで、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

- 非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを一層進めることが求められています。

【具体的な取組】

① 少年の非行の未然防止等

ア 学校における非行防止のための教育

- ・ セーフティ教室による非行防止・犯罪被害防止教育を行うとともに、方面別学校警察連絡協議会や公立中学校等と家庭裁判所との連絡会、学校サポートチーム会議等により、関係機関との連携を確保

します。【教育庁、警視庁】

- ・ 中学校や高等学校において、暴力団排除実演式講話を実施し、青少年が暴力団の被害に遭わないよう、暴力団が若者を特殊詐欺の受け子等に加担させている実態やその手口等を教示します。【都民安全推進本部】

イ 薬物乱用未然防止のための教育

- ・ 公立の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき、薬物乱用防止に関する指導を実施します。【教育庁】
- ・ 私立学校において、薬物乱用防止教育が適切に実施されるよう、講習会等の情報や資料を提供します。また、私学団体にも協力を呼びかけ、適切な指導への理解を求めます。【生活文化局】
- ・ 各学校の協力の下、薬物乱用防止教室を実施し、その実施状況を継続的に把握するとともに、各学校に情報提供等を行うことにより、薬物乱用対策の充実を図ります。【教育庁】
- ・ 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。【福祉保健局、教育庁、警視庁】

ウ 薬物乱用防止に向けた人材育成の推進

- ・ 学校や地域で薬物乱用防止の啓発を行う薬物乱用防止指導員や薬物専門講師に対し、薬物乱用防止に関する研修を行い、資質の向上を図ります。【福祉保健局】
- ・ 学校教職員（管理職、生活指導主任、保健主任等）や保健所職員のほか、関係機関の職員に対し、薬物乱用防止に関する研修や情報提供

を行い、資質の向上と情報の共有を図ります。【福祉保健局、教育庁】

エ 学校生活継続のための本人・家族等への支援

- ・ 公立学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を配置する区市町村教育委員会に対し支援を行うなどして、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ等を行います。【教育庁】
- ・ 東京都教育相談センターにおいて、高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、助言・他機関の紹介等を行い、不安・悩みの軽減を図ります。【教育庁】

オ 中途退学者への就労等の支援

- ・ 都立高校生が中途退学後に、就労等に関してユースソーシャルワーカーの支援を必要とする場合には、本人と保護者の同意の下、退学後2年を目安に就労支援機関等を紹介するなどの支援を行います。【教育庁】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。(再掲)【都民安全推進本部】

カ 地域における非行防止等のための支援

- ・ 子供に万引きをさせない教育の充実を図るとともに、保護者、地域住民などの大人や子供を対象とした啓発活動を行い、子供に万引きをさせないための取組を推進します。【都民安全推進本部】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談

を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。また、東京都子供・若者支援協議会において、非行の未然防止等についても関係機関等に周知します。【都民安全推進本部】

キ 警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援

修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや社会参加活動民間推進員といった少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験や相談活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努めます。【警視庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討

今後、国から周知が予定されている、矯正施設、保護観察所及び学校関係者相互の連携事例を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。【教育庁】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 高校中退者等に対する地域社会における支援

- ・ 都立高校を中途退学した者を対象に、都内3か所で高等学校卒業程度認定試験の受験に向けた支援を実施します。【教育庁】
- ・ 東京都教育相談センターの「青少年リスタートプレイス」において、高等学校を中途退学した者、高等学校での就学経験のない者、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある者やその保護者を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援します。【教育庁】

イ 矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討

今後、国から周知が予定されている、矯正施設、保護観察所及び学校関係者相互の連携事例を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。(再掲)【教育庁】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 学校等と保護観察所が連携した支援等

保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。【東京保護観察所】

○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、民間協力者の活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにします。また、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。【都内矯正施設】

○ 地域における非行防止等のための支援

法務少年支援センター（少年鑑別所）では、地域援助として、非行や犯罪行為、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校関係機関や児童、生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、これを一層推進します。【都内法務少年支援センター（少年鑑別所）】

コラム8 高認試験は「未来へのパスポート」

(多摩少年院)

多摩少年院では、高等学校卒業程度認定試験（以下「高認試験」という。）を少年たちの「未来へのパスポート」として捉え、様々な取組を行っています。

■ なぜ高認試験か

高認試験は、大学や専門学校を受験資格以外に、高校の単位として認定されたり、資格取得や就職において高卒と同等の扱いがなされたりすることもあり、幅広い進路選択につながります。

当院の少年たちは、高校中退者が約半数を占め、これまで学ぶ機会やその支援を十分に得られないまま学習への苦手意識、あきらめ、劣等感を抱いている者が少なくありません。このような少年たちに、高認試験はやりたいこと（進学、就職、資格など）がやれるようになる、将来の自分のために役立つ「未来へのパスポート」であると説明し、挑戦するように働きかけています。

■ 高認試験対策

当院では、平成29年度から、①学習意欲の向上、②進路指導の充実、③基礎学力の向上、④受験スキルの付与の4つの側面から高認試験対策の充実に取り組んでいます。これらの取組では、当院職員だけでなく、外部協力者による講話や専門的な授業、個別学習支援も実施しています。高認試験合格後には大学受験を支援するケースもあります。

<学習指導の様子>



また、「どうせ自分は無理」と感じている少年にも「やってみたい」と思わせるように働きかけ、徹底した過去問分析によるオリジナル教材を活用して指導を行っています。これは、少しでも自信や意欲を高めさせ、限られた時間の中で高認試験合格につなげるためです。

少年院内で高認試験の受験が可能となった平成 19 年当時は、出願者が 25 名、合格者が 6 名でしたが、これらの取組によって、平成 30 年には出願者が 102 名、合格者が 40 名に増えました。

■ 少年たちの手応え

高認試験を受験した少年たちにアンケートを実施したところ、「勉強が楽しいと思えるようになった」「掛け算ができなかった僕が高認試験に合格できるとは思ってもいなかった」「就職が決まっていた『もう勉強することはない』と考えていたが、まだ遅くはないんだと思った」「何事もやる前から諦めるのはもったいないと思った」等、肯定的な意見が多くありました。

少年たちは、高認試験を通して、①努力することへの手応え、②学びの面白さへの手応え、③自分の可能性への手応えという 3 つの手応えを感じていることが分かりました。

■ おわりに

高認試験は、合否の結果だけでなく、諦めない気持ち、自分にもできるという成功体験、学びは楽しいという知的好奇心、自己肯定感にもつながっています。

こうした内面的な変化や成長も「未来へのパスポート」の重要部分であり、少年たちの円滑な社会復帰、再非行防止につながると考えています。今後も高認試験の出願率及び合格率の向上を目指すとともに、高認試験を通して何ができるかを考えながら、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

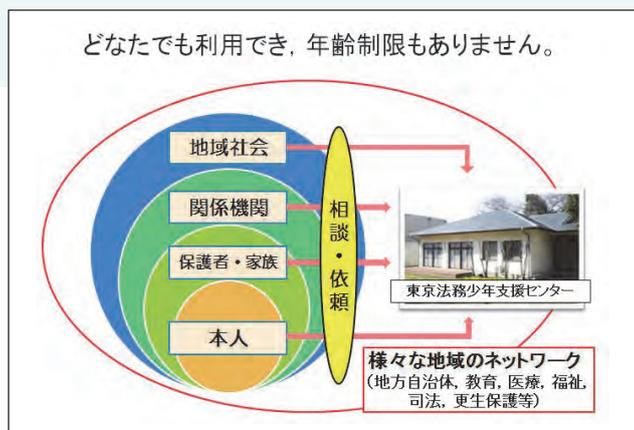
コラム 9 東京法務少年支援センター ねりま青少年心理相談室について (東京少年鑑別所)

■ 「東京法務少年支援センター ねりま青少年心理相談室」をご存知ですか？

少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じて対象者に鑑別を行うこと、観護の措置の決定等により収容している者に対して観護処遇を行うことなどを目的とする法務省の施設ですが、平成 27 年 6 月からは、「法務少年支援センター」として、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動をしています。

練馬区に所在する東京少年鑑別所は、「東京法務少年支援センター ねりま青少年心理相談室」という名称で、個人の方や機関・団体からの依頼に応じ、地域社会の非行及び犯罪の防止に取り組んでいます。心理学や教育学等を学び、多くの非行少年・犯罪者と一緒に立ち直りを考えてきた専門スタッフが対応します。

<東京法務少年支援センターの支援イメージ>



<「ねりま青少年心理相談室」の紹介（法務省 HP）>



■ 「東京法務少年支援センター ねりま青少年心理相談室」の取組の例

【例1】 校内で男子生徒が性的逸脱に及んだ。再発防止を図りたい。（学校教諭）

→ 男子生徒の問題性について、面接調査や各種検査の実施を通じて明らかにし、学校長に対し、再発防止に有効な手立てを提案します。また、男子生徒に対し、ワークブックを用いた再発防止教育を実施することもできます。

【例2】 精神障害者通所施設の利用者が、職員や他の利用者に対する粗暴行為を繰り返すので困っている。（福祉施設職員）

→ 当該利用者が粗暴行為に及ぶ気持ちや経緯をできる限りつぶさに調べ、周囲の関わりの工夫や環境調整を通じた問題改善の道がないか探り、提示します。

【例3】 高齢の母が万引きで捕まってしまった。（別居している娘）

→ 万引きの裏側に別の問題（例えば認知症など）が隠れていないかも含め、問題の所在を明らかにし、必要があれば、別の専門機関を紹介します。

■ 地域とつながり、地域につなげる

「地域とつながり、地域につなげる」は、法務少年支援センターのキャッチフレーズであり、目標でもあります。地域の皆さんにまずは知っていただき、東京都再犯防止推進計画の実現に共に努めていきたいと考えています。

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

【現状と課題】

- 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
- 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っています。
- また、刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護士が社会福祉士などの協力を得て作成する更生支援計画などの情報の適切な活用など、適切なアセスメントを実施していくこととしています。
- 都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められます。

【具体的な取組】

① 特性に応じた指導等の充実

ア 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止

法務省の協力を得て、刑事施設出所後の継続的な所在確認を年2回以上実施し、その者の同意を得て面接を実施し、必要に応じて関係機関・団体等による支援等に結びつけます。特に再犯リスクの高い対象者については、その実情に応じ、より頻繁に所在確認を行います。【警視庁】

イ ストーカー加害者に対する指導等

(ア) 被害者への接触防止のための指導等

加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所が行う仮釈放の取消しの申出又は刑の保護観察付執行猶予の言渡しの取消しの申出に対する協力を行います。【警視庁】

(イ) ストーカー加害者に対するカウンセリング等

ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に対して、研修を実施することで、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ手法の習得を促進するとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。【警視庁】

ウ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

暴力団からの離脱に向けた働きかけ

- ・ 暴力団から勧誘されるおそれがある青少年や暴力団から離脱したいと考えている者に対し、暴力団の虚像を知らしめる内容や離脱に関する法令等をウェブサイト等を通じて案内するなど必要な支援を行います。【都民安全推進本部】
- ・ 離脱希望者から、警察や暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」という。）に対して申出があった場合、担当者が本人と直接面談を行い、真意を確認の上、離脱支援の可否を判断しています。離脱支援可と判断した場合は、脱会手続だけでなく、就労意思や就労先の有無について確認し、就労意思のある者については、暴追都民センターを介した就労支援を実施します。勾留中に組織からの離脱を申し出た者については、処分確定後、離脱支援を実施します。【警視庁】

- ・ 四半期に1回、府中刑務所における暴力団離脱プログラムにおいて、社会復帰アドバイザーによる講義を実施します。【警視庁】
- ・ 刑務所内での離脱プログラムを受講後、刑務所を通じて各都道府県警察に対し離脱の申出があった際、刑務所における離脱希望者の面会、差入れ及び手紙の受発信状況の照会、過去に離脱意思を表明し仮釈放された経歴の有無を確認し、支援可の判断となった場合、警察において所属組織から離脱承認書を徴収します。【警視庁】
- ・ 仮釈放予定者については、警察庁を介して都道府県警察に対し通知されるため、警察においては、帰住先管轄保護観察所へ連絡し、本人と面談後、離脱支援の可否を判断します。【警視庁】
- ・ 暴追都民センターの就労支援を受けた離脱希望者が、登録事業者において3ヶ月就労を継続した場合、当該者から口座開設支援の申し出があれば、暴追都民センターと民暴弁護士が協力して支援を実施します。【警視庁】
- ・ 警察、暴追都民センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。【警視庁】

エ 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(ア) 関係機関と連携したきめ細かな支援等

- ・ 少年院等矯正施設や保護観察所からの要請に基づき、処遇ケース検討会への参加を検討します。【福祉保健局等】

- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、必要に応じ、保護観察所や法務少年支援センター（少年鑑別所）等の関係機関が集まり、ケースの対応方法や今後の支援方針等を検討します。【都民安全推進本部】

(イ) 少年鑑別所における観護処遇への協力

都内少年鑑別所における少年への学習や文化活動等に触れる機会の付与に際して、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図るため、関係機関の要請に基づき、対応を検討します。【教育庁】

(ウ) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進

少年の社会参加活動民間推進員等と連携して、現在の環境では少年たちが経験することの少ないごみ拾い等の環境浄化活動、農業等の生産体験活動といった社会奉仕体験活動等を体験させることで、規範意識、自制心、忍耐力を育むとともに、地域社会との関係を構築し、その立ち直りを支援します。【警視庁】

(エ) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実

- ・ 要保護児童について、必要である場合、区市町村における要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加し、関係機関と連携し、児童の支援などについて検討します。【福祉保健局】
- ・ 保護者による適切な監護が得られない場合に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、関係機関等と連携を図りながら、学習や就労等、本人の状況に応じた支援につなぎ、社会的自立を後押しします。【都民安全推進本部】

(オ) 少年院在院者の再犯防止に向けた取組

少年院において、演劇等を通じ、特殊詐欺の受け子になるなどの

暴力団への安易な関与・加入の防止や再犯防止を働きかけ、在院者の更生を支援します。【都民安全推進本部】

オ 女性の抱える問題に応じた相談対応等

女性相談センターでは、電話相談等により女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。また、緊急の保護や自立のための援助を必要とする女性に対し、区市等の依頼に基づき一時保護を実施し、必要に応じて行動観察や医学的判定、心理学的判定等を行い、関係機関と連携し支援の一助とします。加えて、婦人保護施設へ入所措置を行い、自立のため、生活全般の相談、指導及び支援を行うことにより、その福祉の増進を図ります。【福祉保健局】

カ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等

矯正施設内における指導への協力

矯正施設からの依頼に応じ、東京都発達障害者支援センターに配置されている地域支援マネージャーを研修講師として派遣する等、連携を図ります。【福祉保健局】

キ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用

再犯防止のための協議会（57頁参照）等を活用するなどして、国の関係機関と都の関係部局における連携を強化します。【都民安全推進本部】

注 交通事故の未然防止や交通違反をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組については、「東京都交通安全計画」（東京都交通安全対策会議策定）を踏まえ、実施しています。

コラム 10 女子少年の抱える問題に応じた指導・支援について

(愛光女子学園)

当園は、狛江市に所在する女子少年院です。関東・甲信越及び静岡の各家庭裁判所で、少年院送致の決定を受けた、12歳以上（小学生を除く。）23歳未満の女子少年を収容し、非行から立ち直り、健全な社会人になるよう、矯正教育を行っています。

少年院は、保護処分の執行を受ける者を収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行う施設とされており、矯正教育の目的としては、①犯罪的傾向を矯正すること、②健全な心身を培わせること、③社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることの3点があげられます。善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させる生活指導のほか、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を行っています。

<特別活動指導の様子>



当園では、問題行動の類型にかかわらず、成育環境や被虐待経験等に由来する自尊心の低さや感情統制の問題、これらを背景とした対人関係の持ち方の問題など多くの女子少年に共通する特性や処遇ニーズに対応するプログラムとして、アサーショントレーニング（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応をとれるようになることを目指す）、マインドフルネス（瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上を目指す）を導入しているほか、摂食障害、自傷、性問題行動といった自己を害する程度の深刻な問題行動に対応したプログラムも行っていきます。

在院者は被虐待経験や周囲から疎外されている気持ちを持つ者が少なくなく（平成27年度に全国の少年院で行われた調査において、約6割から被虐待経験

を有するとの回答があり、女子の場合にはその割合が7割を超えています(※)。)、自分を傷つけるという意味で、非行に及ぶケースが多い傾向にあります。

立ち直りには、家庭や学校、職場に安心できる居場所や役割があり、自分が頼りにされているとか必要とされていると感じること、そして、周囲の人々や地域に差別することなく自分と向き合ってくれる人たちがいることを感じる必要があります。これらが、更生への支えとなり、結果的に再犯の防止、地域の安全にもつながるものと考えております。現在も多くの民間協力者の方々に各種教育活動等についてご支援をいただいておりますが、今後も引き続きご支援を賜ることができればと思っています。よろしく願いいたします。

※ 羽間京子 少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について
刑政 128 (4) 14-23 2017.4

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

- 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動しています。
- また、都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動の更なる推進が望まれます。
- しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であることなど、活動を促進するに当たっての課題があります。
- また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、都民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要ですが、再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。
- 引き続き、民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進等に取り組むとともに、更生保護施設や保護司会等による再犯防止の取組を促進

するため、国による取組を踏まえつつ、さらなる更生保護事業の充実のための取組を検討します。

【具体的な取組】

① 民間ボランティアの活動に関する広報の充実

- ・ 少年の非行防止と健全育成活動を行う少年補導の活動をより充実させるべく、少年に年齢の近い大学生ボランティアの募集を行うなど、活動の活性化を図ります。【警視庁】
- ・ “社会を明るくする運動”において、保護司や更生保護女性会、BBS会等の活動に関する広報を実施します。【都民安全推進本部】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティアの活動に対する支援

少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修の実施や、その他活動に資する補助を実施します。【警視庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実

- ・ 保護司をはじめとする更生保護ボランティアの活動を支援するため、少年が社会復帰する際に役立つと思われる就学・就労、福祉等に関する相談窓口等を紹介するガイドブックを作成・配布し、地域における非行少年の立ち直りを支援します。【都民安全推進本部】
- ・ 犯罪をした者等の指導・支援等に当たる保護司等の活動を支援するため、指導・支援内容に応じた専門機関・制度等の情報を整理し、ガイドブックを作成・配布します。【都民安全推進本部】
- ・ 更生保護ボランティアやNPO法人等の若者自立支援に関わる支援機関等を対象に研修を実施することで、支援機関相互の連携を強化するとともに、非行少年及び非行歴を有する若者などへの支援体制の充実を図ります。【都民安全推進本部】

- ・ 東京都若者支援ポータルサイト（若ぽた）において、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知します。（再掲）【都民安全推進本部】

③ 更生保護事業に対する支援

更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する都民の理解と協力を促進するため、更生保護施設や保護司会、更生保護女性会等に対する補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。【福祉保健局】

④ 民間協力者との連携の強化

- ・ 保護司会など、関係機関・団体が参加する「東京都子供・若者支援協議会」を活用し、保護司への有用な情報提供や必要な支援等を協議します。【都民安全推進本部】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行少年に対する支援を適切なタイミングで開始するなど、途切れることがない支援を実施できるよう、保護司会等との連携を強化します。【都民安全推進本部】
- ・ 刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者の保護観察対象者が多くなることを見込まれるため、各地区の保護司会をはじめとする更生保護団体や更生保護施設が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。（再掲）【福祉保健局、警視庁】

⑤ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”を共催し、都内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。【都民安全推進本部】

＜参考＞国の関係機関における主な取組

○ 更生保護サポートセンターの設置の推進等

保護司と保護観察対象者等との面接場所の確保や保護司会をはじめとする地域の更生保護ボランティアと地方公共団体等との連携を促進するため、地方公共団体等の協力を得て、更生保護サポートセンターの設置を推進し、またその運営の充実を図ります。【東京保護観察所】

○ 更生保護施設の地域拠点機能の強化

更生保護施設が、高齢・障害者や薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者を含め、より多くの刑務所出所者等を受け入れることができるよう、更には地域で生活する刑務所出所者等に対し必要な支援や処遇を提供する拠点となるよう、その運営及び処遇に対する支援を強化します。(再掲)【東京保護観察所】

○ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、矯正展をはじめとする犯罪をした者等の再犯の防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、刑事司法関係機関における再犯の防止等に関する施策やその効果について積極的に情報発信します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

コラム 11 更生保護サポートセンターを通じた地域連携の促進

(東京保護観察所)

■ 保護司会と更生保護サポートセンター

東京都内では、約 3,500 人の保護司が、その地域性や民間性をいかし、保護観察所の保護観察官と協働して犯罪をした人や非行少年に対する指導や援助に当たるとともに、一定の区域ごとに「保護司会」(都内 33 団体)を組織し、更生保護や犯罪予防のための様々な地域活動に取り組んでいます。

近年、保護司会ごとに、地元区市町村のご協力も得て「更生保護サポートセンター」(以下「サポセン」という。)の設置が進められています。平成 31 年 3 月末現在、サポセンは都内 29 か所に開設されており、保護司や更生保護の活動拠点として、そして、地域の安全・安心に向けた連携拠点として、多様な活動の場となっています。

■ 更生保護サポートセンターでの活動(大田区・豊島区の事例から)

大田区のサポセンは、全国のサポセンの先駆けとして、平成 20 年に同区の小学校跡地・校舎を利用した北蒲広場の一角に設置されました。保護観察対象者等との面接や保護司同士の処遇協議、関係機関・団体との連携の場として活用されているほか、平成 29 年からは、サポセンを会場として、地域の薬物依存のある人たちのための回復プログラムが実施されています。薬物依存からの回復には、プログラム等の支援を地域において息長く受け続けることが必要ですが、この取組は、保護司会がそうした支援の場を地域に提供するもので、保護観察を受け終わった人を含めて利用されています。

豊島区のサポセンは、池袋駅近くの交通至便な場所に位置する豊島区役所東池袋分庁舎内の一室に設けられています。このサポセンでは、青少年相談室を開設し、非行や家庭内暴力、不登校などの青少年問題について、経験豊富な保護司が無料で相談に応じています。相談内容によっては、豊島区の子ども若者総合相談窓口である「アシスとしま」と連携して対応するなど、サポセンの設置を通じ、地元豊島区との連携の緊密化も図られています。

■ 今後の課題と取組の方向性

保護司は、近年、全国的にも減少傾向が続いており、その安定的確保が重要な課題となっています。従来、保護観察対象者との面接等を自宅で行っていた保護司にとって、サポセンは公的な面接場所や協議の場を提供するものであり、保護司活動の拠点として、その活動を支えています。また、そうした機能にとどまらず、上記事例のように、サポセンの設置を契機として地元区市町村等との連携が促進され、地域住民向けのサービスが提供されるなど、安全・安心なまちづくりに取り組む拠点としても、今後機能していくことが期待されます。

コラム 12 更生保護女性会による地域との連携・協働活動

(東京保護観察所)

■ 更生保護女性会とは

更生保護女性会は、地域における更生保護や犯罪予防の諸活動に協力するほか、青少年の健全育成、子育て支援等の幅広い活動を展開する全国的な女性ボランティア団体です。その歴史は、明治 16 年に、自宅を感化院として少年保護事業を興した池上雪枝に遡ると言われます。

更生保護制度施行 10 周年に当たっては、当時の皇后陛下から更生保護女性会に次のような御歌を賜っています。

「きずつきし 心の子らを抱きよする 母ともなりて いつくしまなむ」

家庭に恵まれず母の優しさに接することもなかった生い立ちの子どもたちに、本当の母のような心持ちで接したならば、非行を予防し、明るい社会につながる。こうした思いを持って、地域の課題と向き合っ活動してきたのが更生保護女性会です。都内では、現在、1 万 2 千人余りの会員が、34 地区会ごとに多様な地域活動を展開しています。

■ 更生保護女性会の活動の実際

更生保護女性会では、家庭や子育て、非行の問題を地域住民の皆さんと話し合う「ミニ集会」、「地域との連携・協働活動」といった活動に重点を置いて取り組んでいます。

ミニ集会は、ある意味井戸端会議のような活動で、近所の子どもたちのためになることや、地域から犯罪や非行を出さないためにできることについて話し合ったりするほか、お子さんのことで困っているお母さんに声をかけて参加してもらい、そのご家族を支えたりといった活動例もあります。

子どもたちへの声かけ活動、通学路の見守り活動なども行っています。地域のお子さんたち、中学生や高校生に、初めはそっぽを向かれることがあっても、みんなと顔見知りになりましょうとやっているうちに、向こうから挨拶をしてくれるようになります。

更生保護施設を訪問し、入所者との食事会や料理教室、誕生会やガーデニング活動なども行っています。様々な事情で家族と離れ、一緒に食事をすることもできない人たちに「おふくろの味」を味わってもらったり、一緒に料理を作ったり、少しでも更生のきっかけになればとの思いで取り組んでいる活動です。

■ 今後の課題と取組の方向性

更生保護女性会は、長きにわたり、地域の様々な課題と向き合って活動を続けてきましたが、更生保護女性会として活動していることがあまり知られていない実情にあります。今後、更生保護女性会の活動をより多くの方々に知っていただくことを通じ、例えば、明るい社会づくりや、地域の安全のための様々な協議会や地域の会合等に更生保護女性会として参画したり、東京都における子育て支援活動や非行防止活動との連携・協働を推進し、他の団体とも一緒になって地域の活動に取り組んでいくことを目指しています。

6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

再犯防止のための連携体制の整備等

【現状と課題】

- 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、地方公共団体（都・区市町村）による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。
- 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなっています。
- 都における再犯防止のための連携の仕組みを構築するに当たっては、都及び都内の刑事司法関係機関その他の関係機関、団体等が犯罪をした者等に関する情報を共有し、包括的に協議する場を継続的に設けることが必要です。
- 国及び都の取組に併せて、区市町村における再犯防止に資する取組を促進し、その施策との連携・連動を図ることが必要です。

【具体的な取組】

① 再犯防止のための協議会等の設置

都の再犯防止推進計画に基づくものとして、当面する課題への対応等について包括的に協議する場として、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等から構成される協議会等を継続的に設置し、再犯防止のための各種施策を推進します。【都民安全推進本部】

② 区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保

区市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【都民安全推進本部】

<参考> 国の関係機関における主な取組

○ 犯罪をした者等の支援に関する情報等の共有

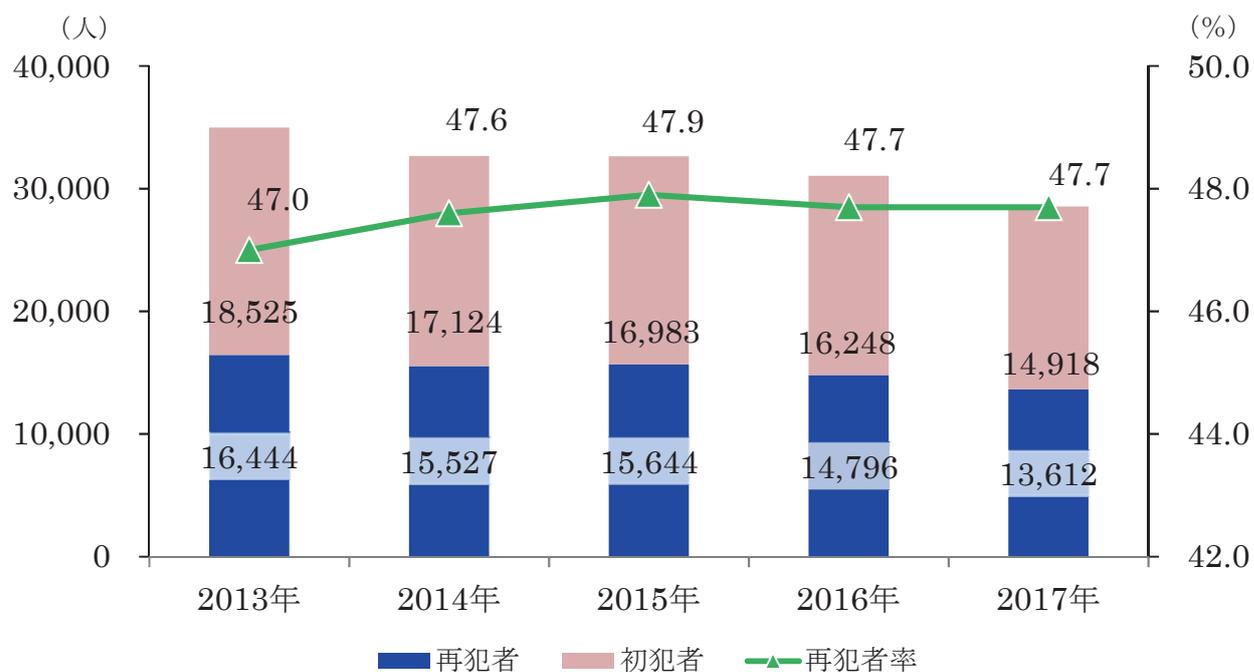
都及び区市町村における再犯防止施策の推進に向けた検討に当たり、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報を提供し、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【都内矯正施設、東京保護観察所】

(参考資料)

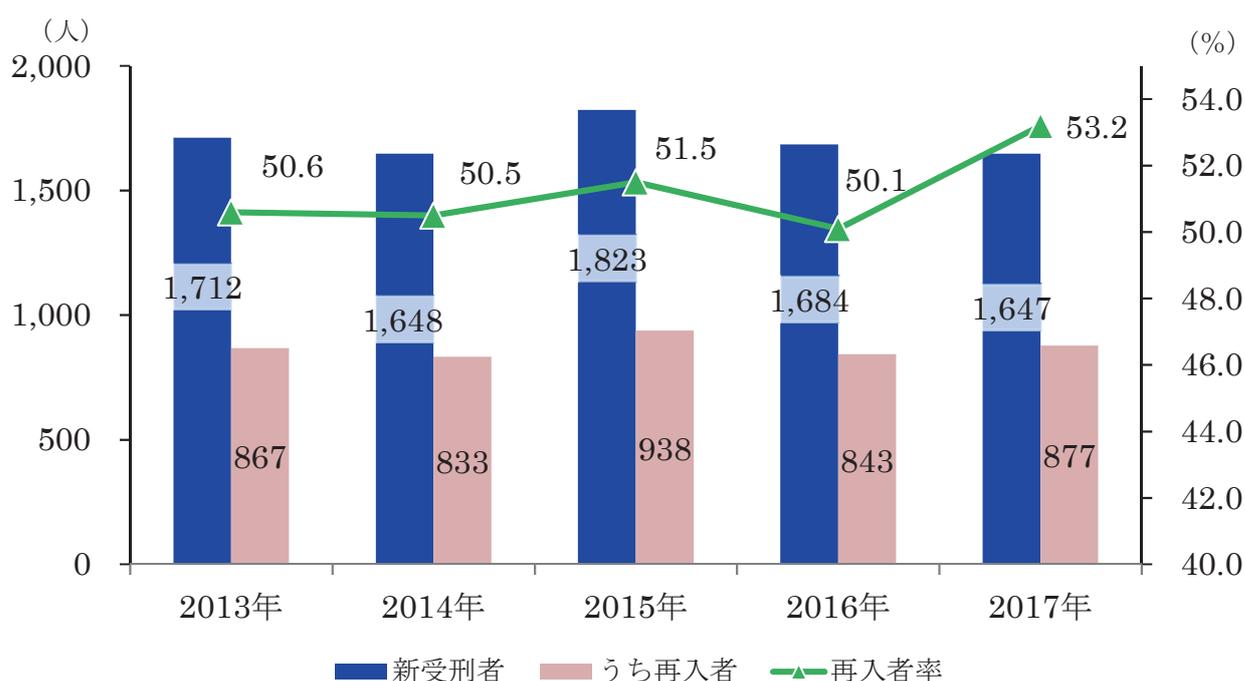
資料1 統計資料

(1) 都を取り巻く状況 (※統計はすべて法務省提供の資料による。)

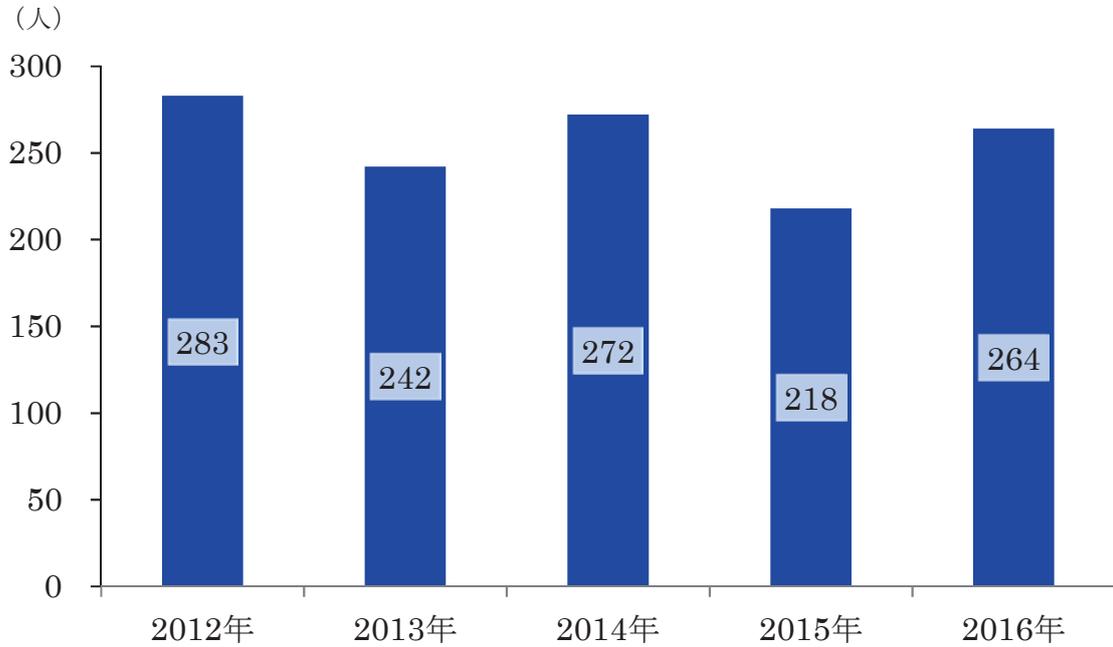
○ 刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率



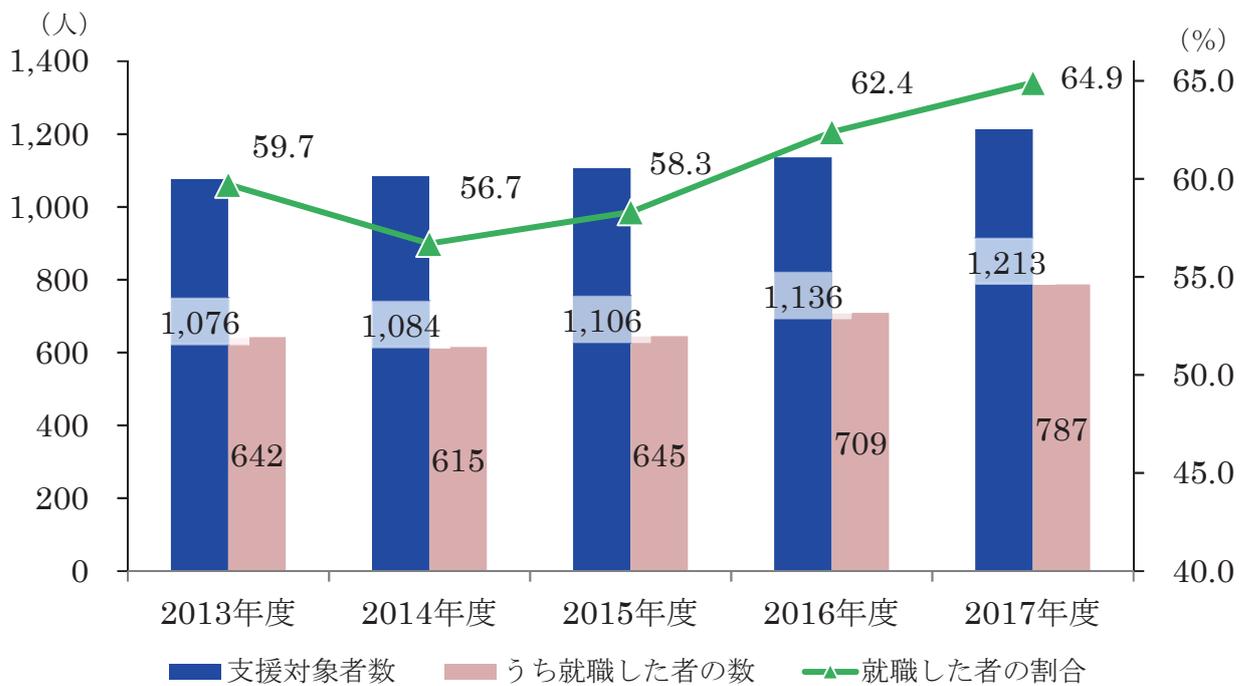
○ 新受刑者中の再入者数及び再入者率 (再入所に係る犯行時の居住地が東京都)



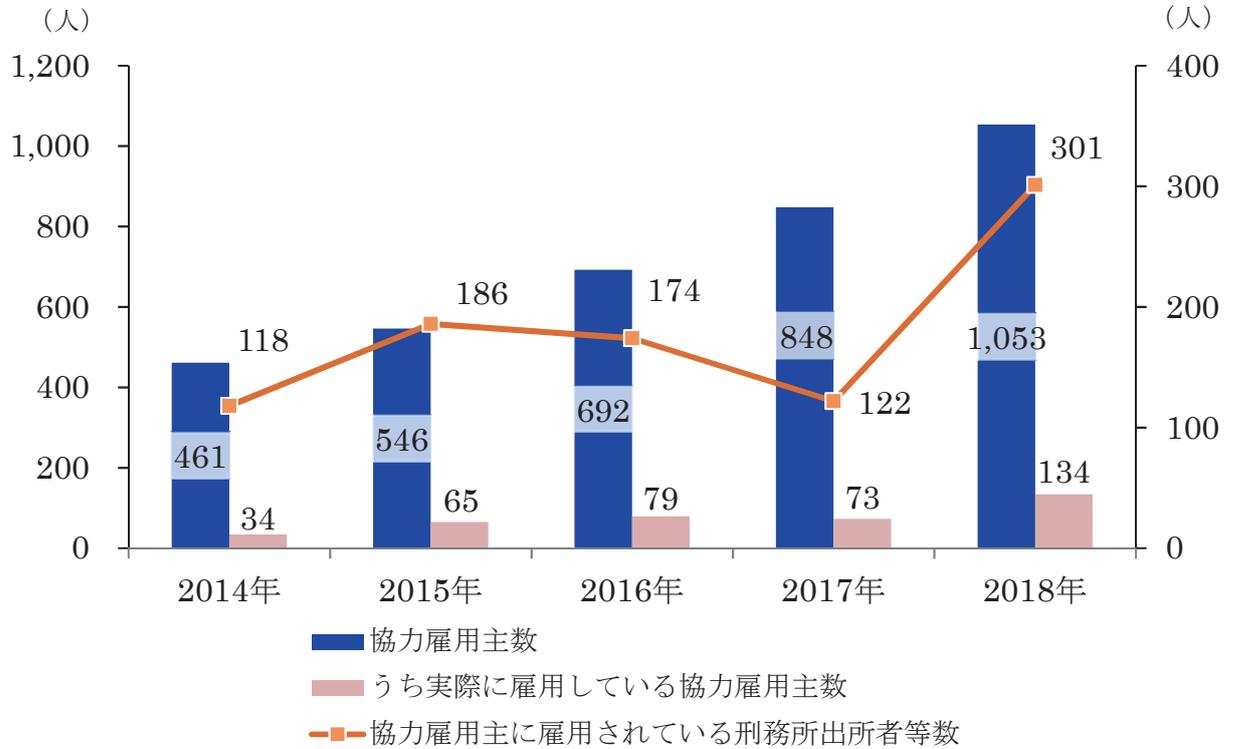
○ 出所受刑者の2年以内再入者数(※)(再入所に係る犯行時の居住地が東京都)
 ※ 該当年及び該当年の翌年の再入者数



○ 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

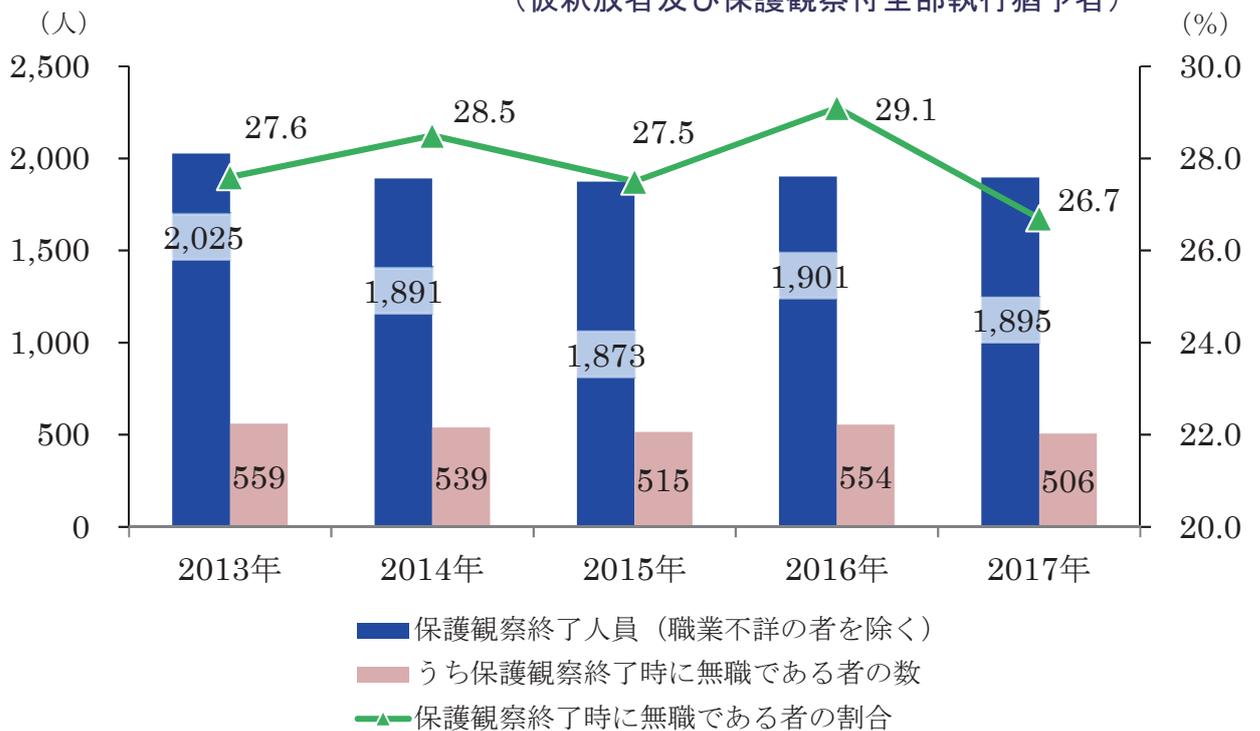


○ 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（各年4月1日現在）



○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

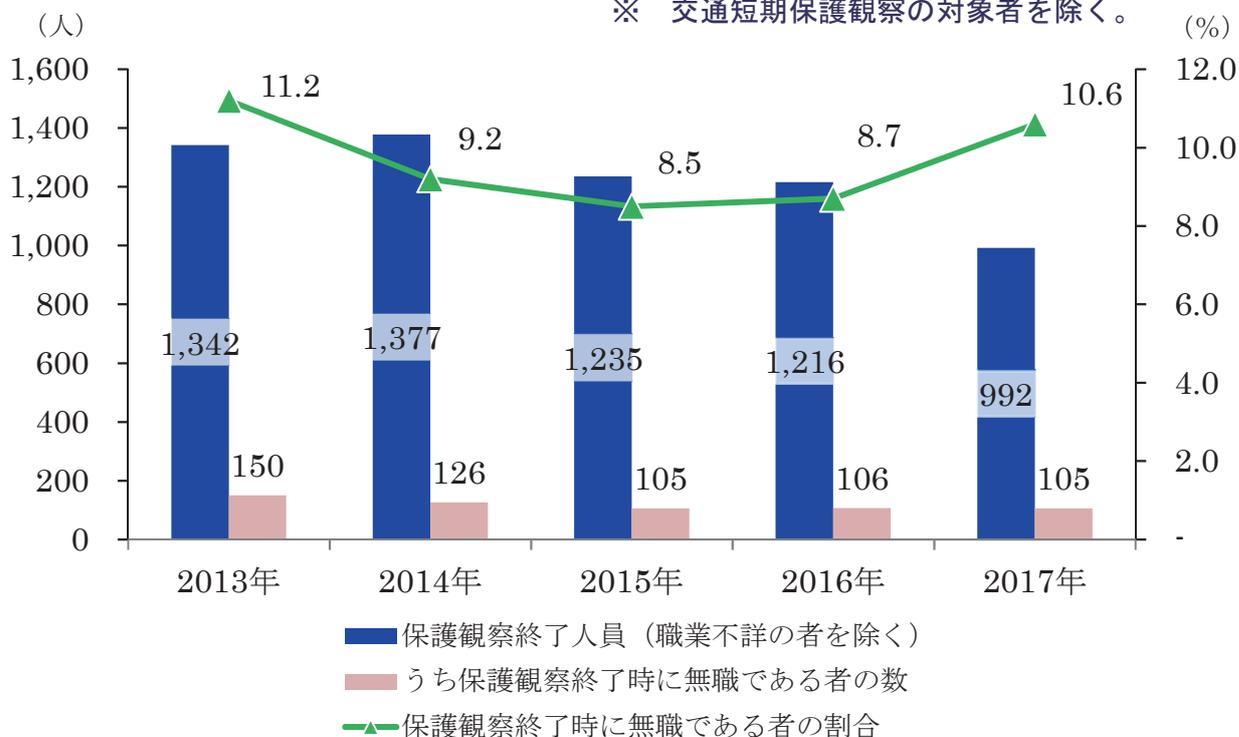
(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)



○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

(保護観察処分少年(※)及び少年院仮退院者)

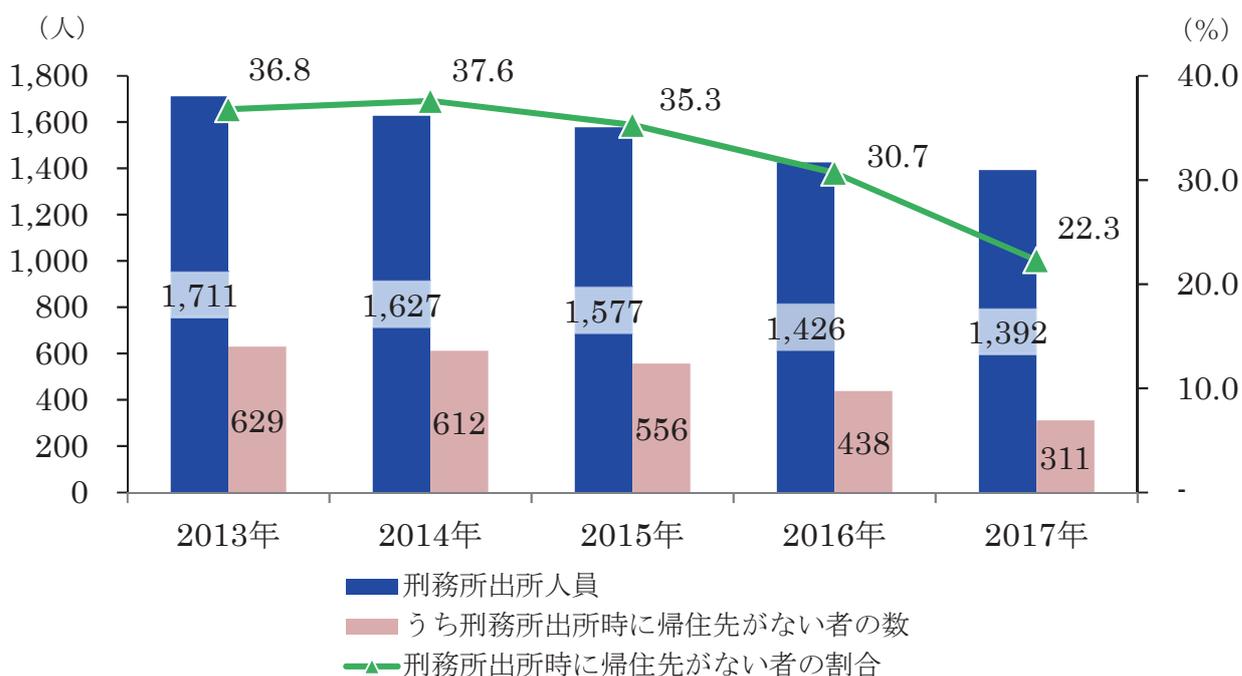
※ 交通短期保護観察の対象者を除く。



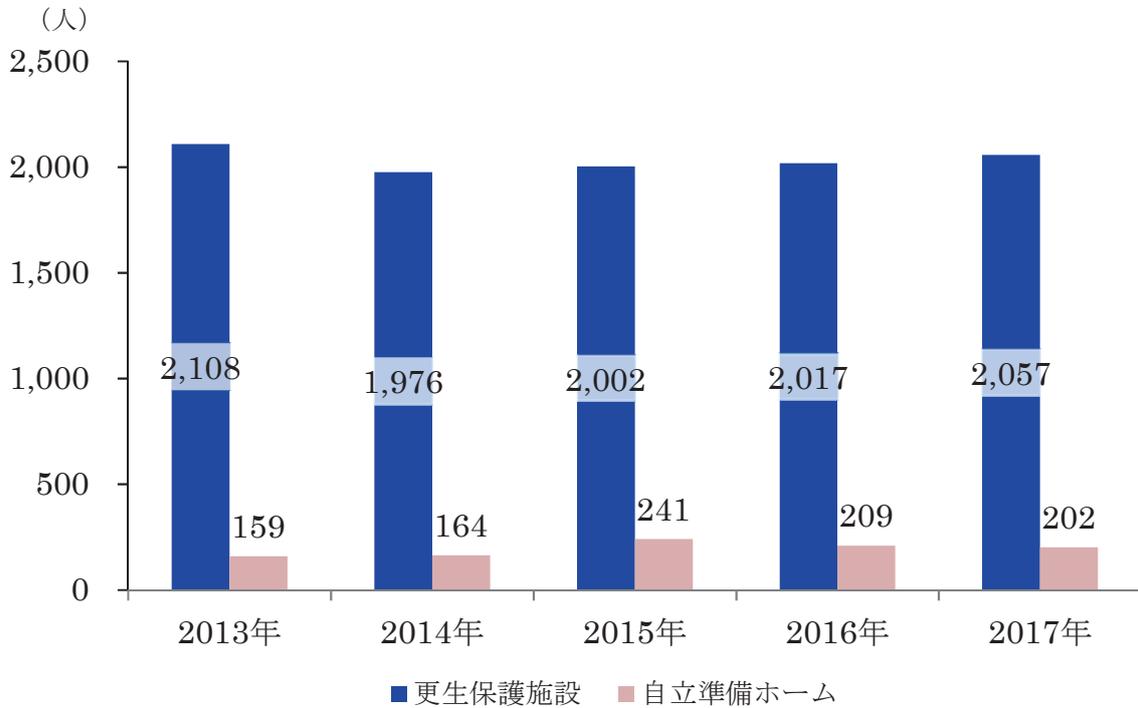
○ 刑務所出所時に帰住先がない者(※)の数及びその割合

※ 健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により

出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

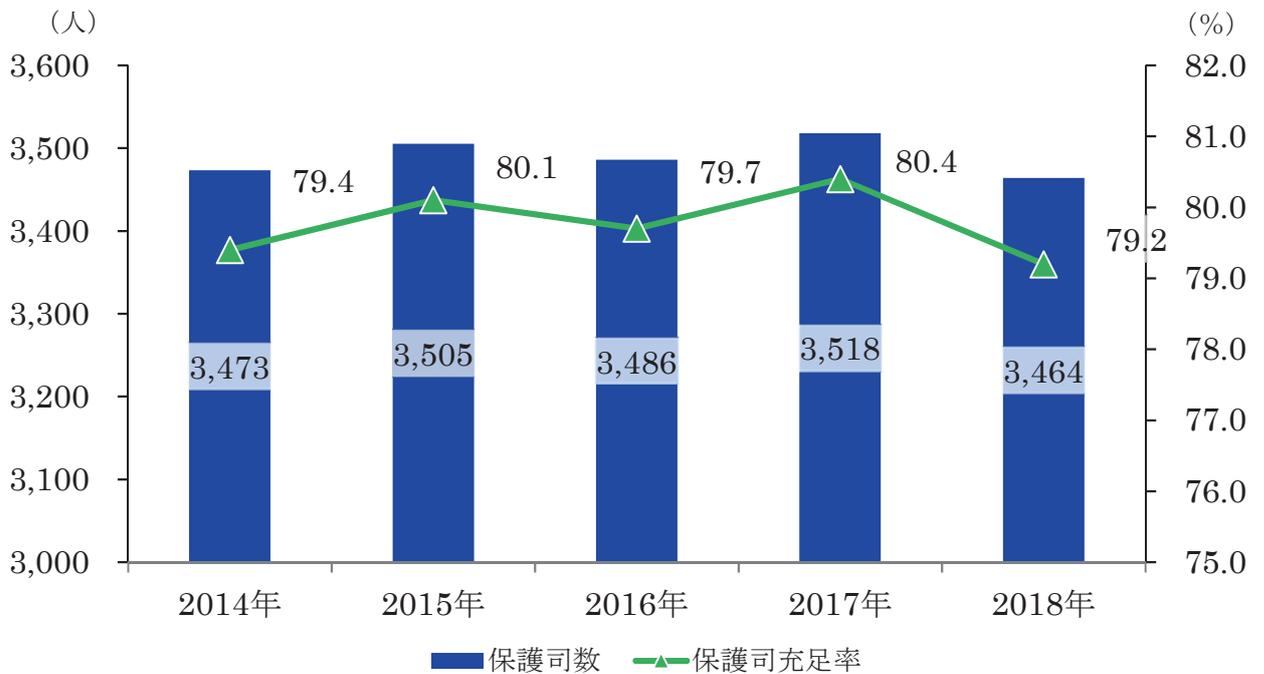


○ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数



○ 保護司数及び保護司充足率(※) (各年1月1日現在)

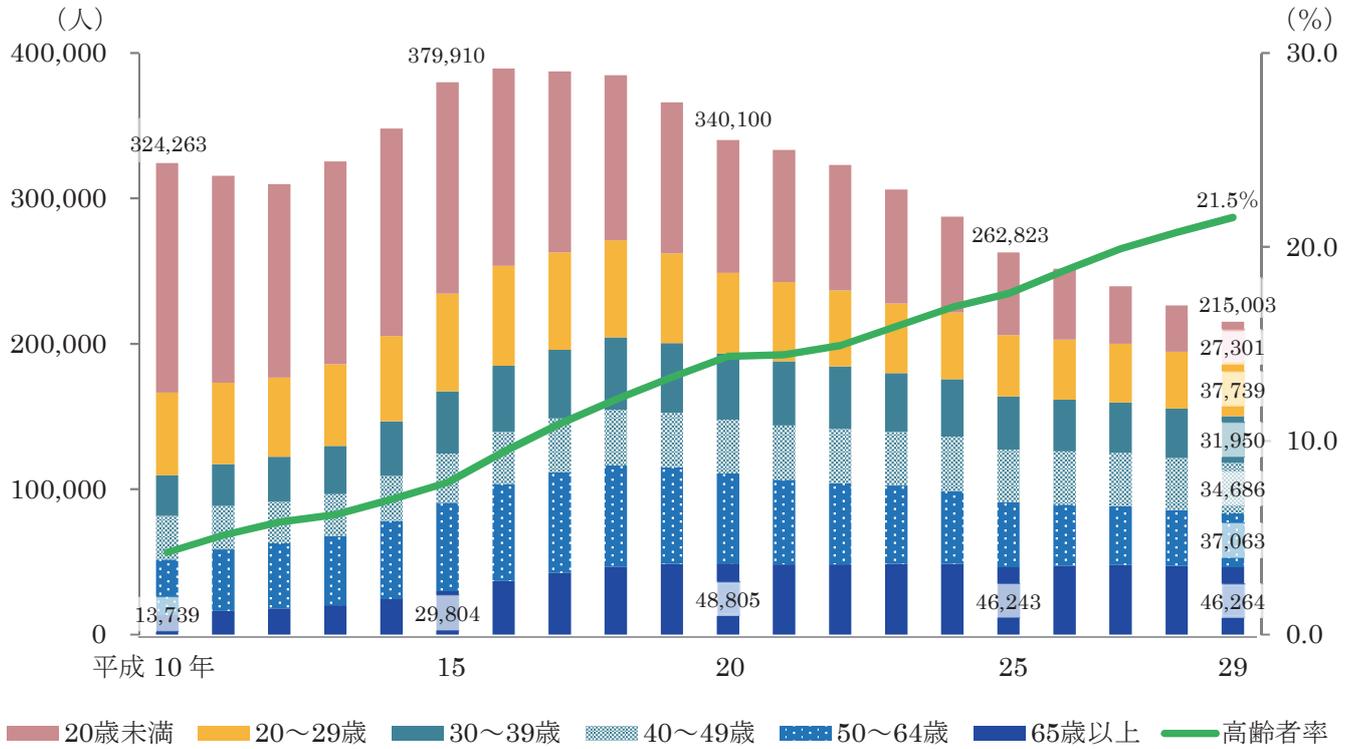
※ 保護司定数：4,375人



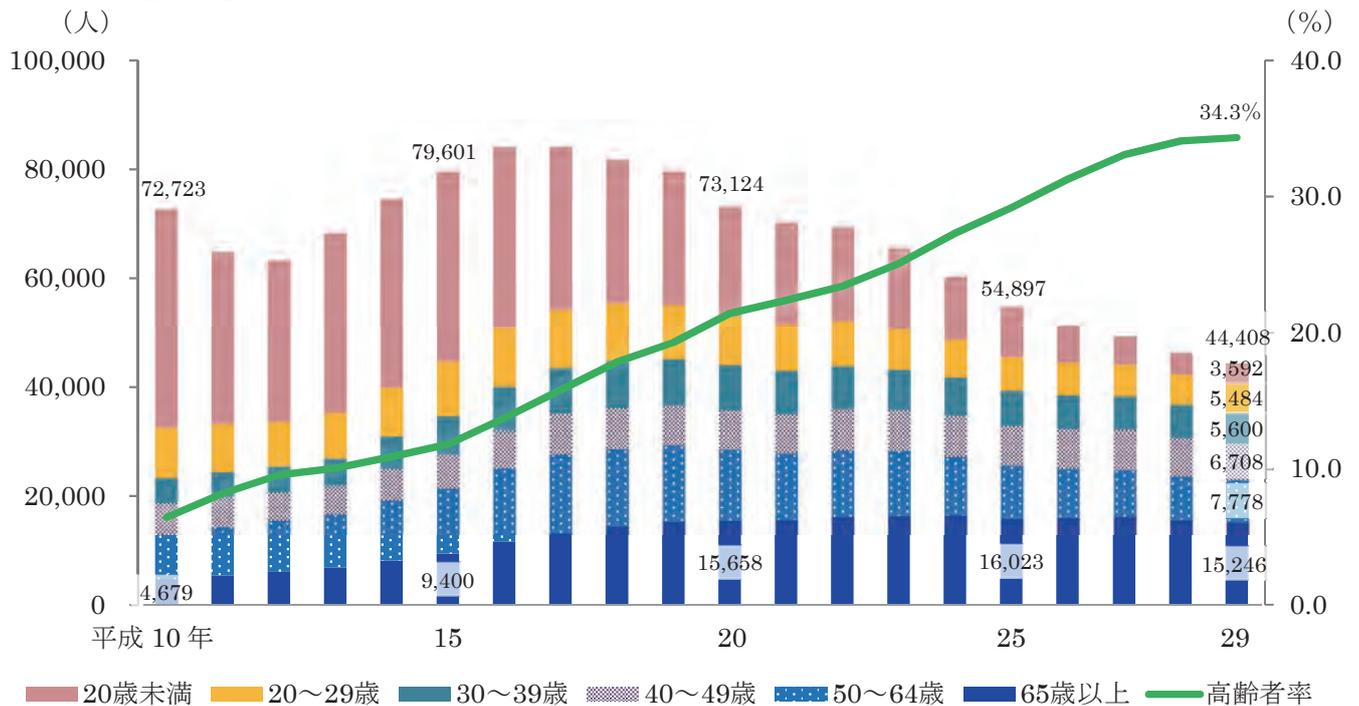
(2) 全国の状況 (※統計はすべて「平成30年版犯罪白書」による。)

○ 刑法犯 検挙人員 (年齢層別) ・高齢者率の推移

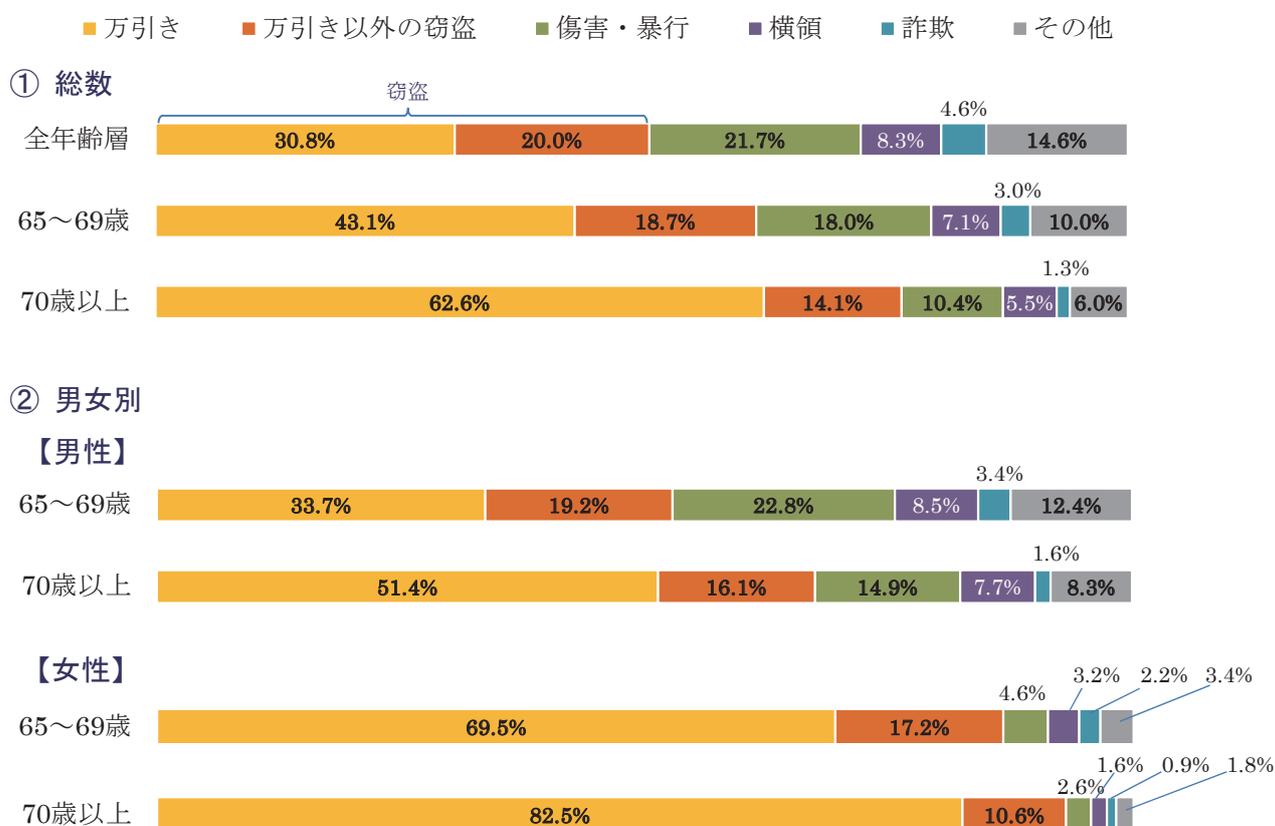
【総数】



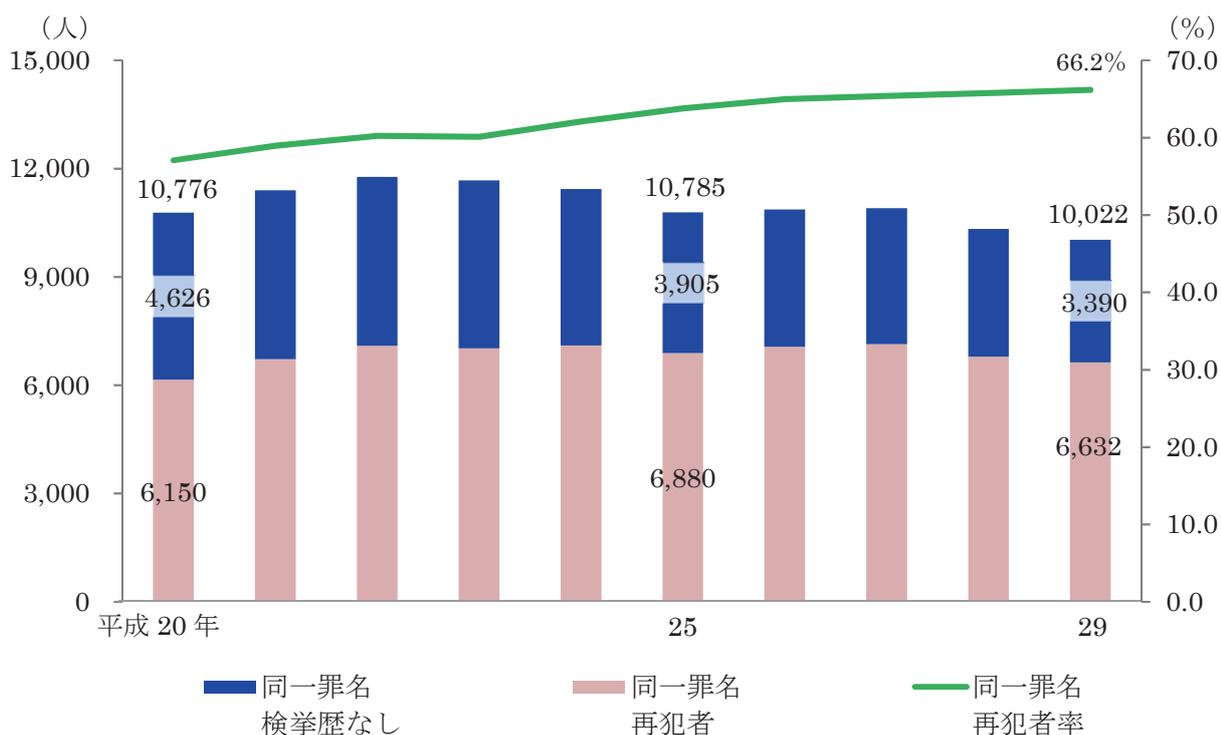
【女性】



○ 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比(平成 29 年)



○ 覚せい剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



資料2 東京都再犯防止推進計画検討会

<第1回 東京都再犯防止推進計画検討会>

- 1 日時
平成30年7月27日（金曜日） 15時から17時まで
- 2 議事（概要）
 - ・再犯防止対策の取組の経過等に関する説明（東京保護観察所長）
 - ・犯罪をした者等の立ち直り支援に取り組んでいる者からの意見発表（東京都保護司会連合会副会長及び東京更生保護女性連盟副会長）

<第2回 東京都再犯防止推進計画検討会>

- 1 日時
平成30年8月6日（月曜日） 13時30分から15時30分まで
- 2 議事（概要）
 - ・犯罪をした者等の立ち直り支援に取り組んでいる者からの意見発表（弁護士及び東京社会福祉士会司法福祉委員会委員長）

<第3回 東京都再犯防止推進計画検討会>

- 1 日時
平成30年8月27日（月曜日） 13時30分から15時30分まで
- 2 議事（概要）
 - ・犯罪をした者等の立ち直り支援に取り組んでいる者からの意見発表（東京更生保護施設連盟副会長及び東京都就労支援事業者機構常務理事）

<第4回 東京都再犯防止推進計画検討会>

- 1 期間
令和元年5月14日（火曜日）から令和元年5月28日（火曜日）まで
※ 書面による開催
- 2 議事（概要）
 - ・「東京都再犯防止推進計画（案）」の承認について

東京都再犯防止推進計画検討会設置要綱

(設置目的)

第1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）等について検討するため、東京都再犯防止推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、東京都の区域における次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 再犯防止の推進に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他再犯防止の推進に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 検討会に委員長をおく。委員長は、都民安全推進本部治安対策担当部長をもって充てる。

(会議)

第4 委員長は、検討会を招集し、検討会を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 検討会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、委員長が定める。

別表

委員長	都民安全推進本部 治安対策担当部長
委員	都民安全推進本部 総合推進部 都民安全推進課長
委員	都民安全推進本部 総合推進部 共生社会担当課長
委員	都民安全推進本部 総合推進部 治安対策課長
委員	都民安全推進本部 総合推進部 若年支援課長
委員	総務局 人権部 被害者支援連携担当課長
委員	住宅政策本部 住宅企画部 企画担当課長
委員	住宅政策本部 都営住宅経営部 管理制度担当課長
委員	福祉保健局 総務部 福祉政策推進担当課長
委員	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課長
委員	福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課長
委員	福祉保健局 健康安全部 麻薬・医薬品安全対策専門課長
委員	産業労働局 雇用就業部 就業施策調整担当課長
委員	教育庁 指導部 指導企画課長
委員	警視庁 生活安全部 生活安全総務課 ストーカー対策室長
委員	警視庁 生活安全部 少年育成課 環境担当管理官
委員	警視庁 生活安全特別捜査隊 子ども・女性安全対策班担当副隊長
委員	警視庁 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課 暴力団排除担当管理官
委員	警視庁 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第五課 銃器薬物対策担当管理官
委員	東京地方検察庁 総務部付検事（社会復帰支援担当）
委員	東京地方検察庁 総務部 統括捜査官（社会復帰支援担当）
委員	東京矯正管区 更生支援企画課長
委員	府中刑務所 分類審議室 首席矯正処遇官
委員	多摩少年院 首席専門官（支援担当）
委員	東京少年鑑別所 地域非行防止調整官
委員	東京保護観察所 所長
委員	東京労働局 職業安定部 職業対策課長

資料3 再犯の防止等の推進に関する法律の概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

資料4 再犯防止推進計画の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

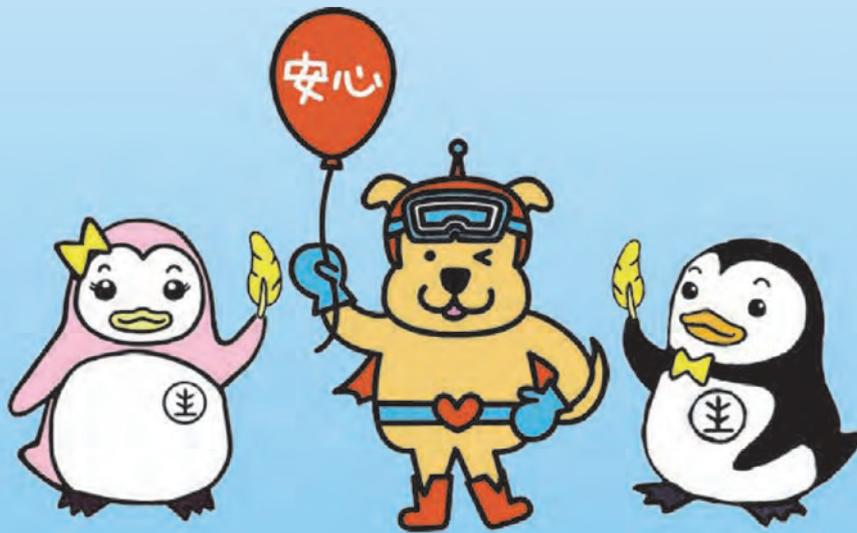
東京都再犯防止推進計画

登録番号（31）30

令和元年8月 発行

編集・発行 東京都都民安全推進本部総合推進部
都民安全推進課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-2265

印刷 株式会社 三響社



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのサラちゃん

安全安心まちづくりを推進する
マスコットキャラクター「みまもりいぬ」

更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん